

第 2 期

越前おおの空家等対策計画

令和 4 年 2 月

福井県大野市

目次

1 空家等対策計画とは	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画の目的（法第6条第2項第1号関係）	1
1.3 計画の位置付け	2
1.4 計画期間（法第6条第2項第2号関係）	2
1.5 用語の定義.....	3
2 空家等を取り巻く現状と課題	4
2.1 人口と世帯数、住宅の状況	4
2.1.1 人口と世帯数の状況.....	4
2.1.2 高齢者のいる世帯と居住の状況.....	5
2.1.3 世帯数と持ち家の状況.....	6
2.1.4 住宅の状況	7
2.2 大野市空家等実態把握調査（法第6条第2項第3号関係）	8
2.2.1 現地調査の結果	8
2.2.2 所有者等へのアンケート調査の結果	10
2.3 空き家に関する地区別意見交換会での意見	13
2.4 空き家になる背景と行く末	16
2.5 空家等を取り巻く課題	17
3 空家等対策の基本的な方針	18
3.1 基本理念と取組方針（法第6条第2項第1号関係）	18
3.1.1 基本理念	18
3.1.2 取組方針	19
3.2 各主体の役割	21
3.2.1 所有者等の役割	21
3.2.2 地域の役割	21
3.2.3 行政の役割	22
3.2.4 専門家等の役割	22
3.3 計画の対象（法第6条第2項第1号関係）	23
3.3.1 対象とする空家等の種類	23
3.3.2 対象とする範囲	23
<参考> 「空き家」とは？	23
4 空家等への対策	24
4.1 空家等対策の全体像	24
4.2 空家等の調査・把握（法第6条第2項第3号関係）	26
4.2.1 空家等の調査.....	26

4.2.2	所有者等の把握	26
4.2.3	空家等情報の管理	26
4.3	空き家に備えるための施策（法第6条第2項第4号関係）	27
4.3.1	市民等への情報提供	27
4.3.2	地域における啓発活動	27
4.3.3	相談・支援体制の構築	27
4.4	適切な管理を促すための施策（法第6条第2項第4号関係）	28
4.4.1	管理を支援する情報の集約と提供	28
4.4.2	管理の促進（助成制度）	28
4.4.3	管理サービスの提供	28
4.5	家のサイクルをまわすための施策（法第6条第2項第5号関係）	29
4.5.1	活用希望者のニーズの把握	29
4.5.2	所有者等の活用意向の把握	29
4.5.3	空き家情報の発信	29
4.5.4	利活用の促進（助成制度）	30
4.5.5	公共等による利活用	30
4.5.6	連携体制の構築	30
4.6	適切な管理が行われていない空家等への対処	32
4.6.1	所有者等への情報提供・助言	32
4.6.2	周囲への被害予防	32
4.6.3	除却の促進（助成制度）	32
4.7	特定空家等への対処（法第6条第2項第6号関係）	33
4.7.1	特定空家等の判断基準と認定	33
4.7.2	特定空家等への措置	33
4.8	実施主体の全体像	35
5	推進体制と評価	36
5.1	実施体制（法第6条第2項第8号関係）	36
5.1.1	法に基づく協議会の設置	36
5.1.2	市の実施体制	36
5.1.3	専門家等との連携	36
5.2	相談窓口（法第6条第2項第7号関係）	37
5.2.1	市の相談窓口	37
5.2.2	専門家等の無料相談	37
5.3	進捗管理と評価・検証（法第6条第2項第9号関係）	38
5.3.1	目標指標	38
5.3.2	進捗管理	38

1 空家等対策計画とは

1.1 計画策定の背景

近年の少子化による人口減少に加え、核家族化や建物の老朽化などにより、居住やその他の使用がされていない空家等が全国的に増加しています。特に、適切な管理が行われていない空家等は、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、社会問題の一つになっています。

このため、大野市は平成 25 年 4 月に「大野市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、空家等対策に取り組んできました。また同時期には、全国の 400 を超える自治体が、同様の条例を制定し独自に対策を進めてきました。

このような地域の実情等を踏まえ、国は平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）」を全面施行し、国による基本指針の策定や市町村による空家等対策計画の作成などを定めました。

法の施行を受け、大野市は平成 29 年 3 月に「越前おおの空家等対策計画（以下「計画」という。）」を策定するとともに、前述の条例を「大野市空家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）」に全部改正し、法に基づく対策を進めています。

計画策定の後、これまでに空家等の流通や危険な空家等の除却が促進されるなどの一定の成果が得られました。しかしながら、大野市の人口の見通しから引き続き空家等が増加することは明らかであり、地域課題の一つとしての空き家の存在感は年を追うごとに高まっています。

そこで大野市は、令和 4 年度からはじまる第 2 期の計画を策定することとしました。計画策定にあたっては、5 年ぶりに空家等実態把握調査を行うなどし、現状の把握と課題を整理するとともに、「越前おおの空家等対策計画策定協議会」を組織し、ご意見をいただきながら進めてきました。

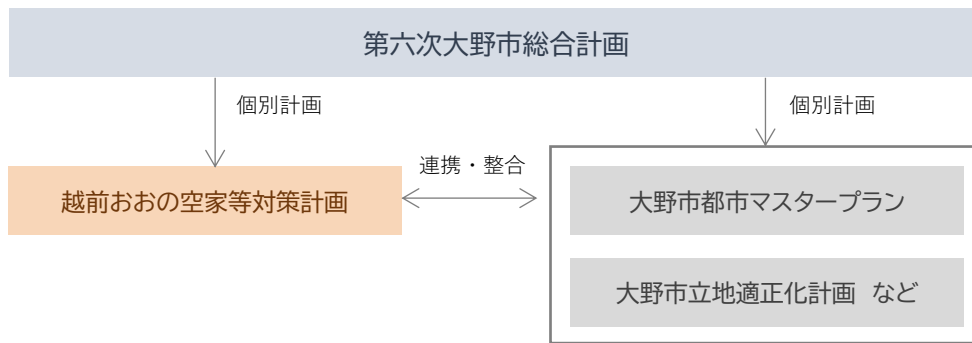
1.2 計画の目的（法第 6 条第 2 項第 1 号関係）

この計画は、法第 6 条に基づく空家等対策計画として、大野市における空家等対策の基本的な方針を示すことにより、空家等の増加の抑止及び適切な管理の促進による生活環境の保全はもとより、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進による地域の活性化を図ることを目的とします。

また、この目的に向けた一連の取り組みを通じて、SDGs が掲げる持続可能な開発目標の No.11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献し、持続可能なまちの実現を目指します。

1.3 計画の位置付け

本計画は、大野市におけるまちづくりの目標と方向性を明示した最上位計画である「第六次大野市総合計画」のもと、都市計画の目標や新しい時代に対応した市民生活を支えることができる都市と地域づくりの方針を示した「大野市都市マスタープラン」などの関連する計画との整合・連携を図ります。



【図 1-1】 計画の位置付け

1.4 計画期間 (法第 6 条第 2 項第 2 号関係)

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。ただし、計画期間中であっても必要に応じて見直しを検討します。

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
第六次大野市総合計画	計画期間 R3 年度～R12 年度				
第 2 期 越前おおの空家等対策計画	計画期間 R4 年度～R8 年度				
大野市都市マスタープラン	計画期間 H23 年度～R12 年度(R4 年度改訂予定)				

【図 1-2】 主な計画の期間

1.5 用語の定義

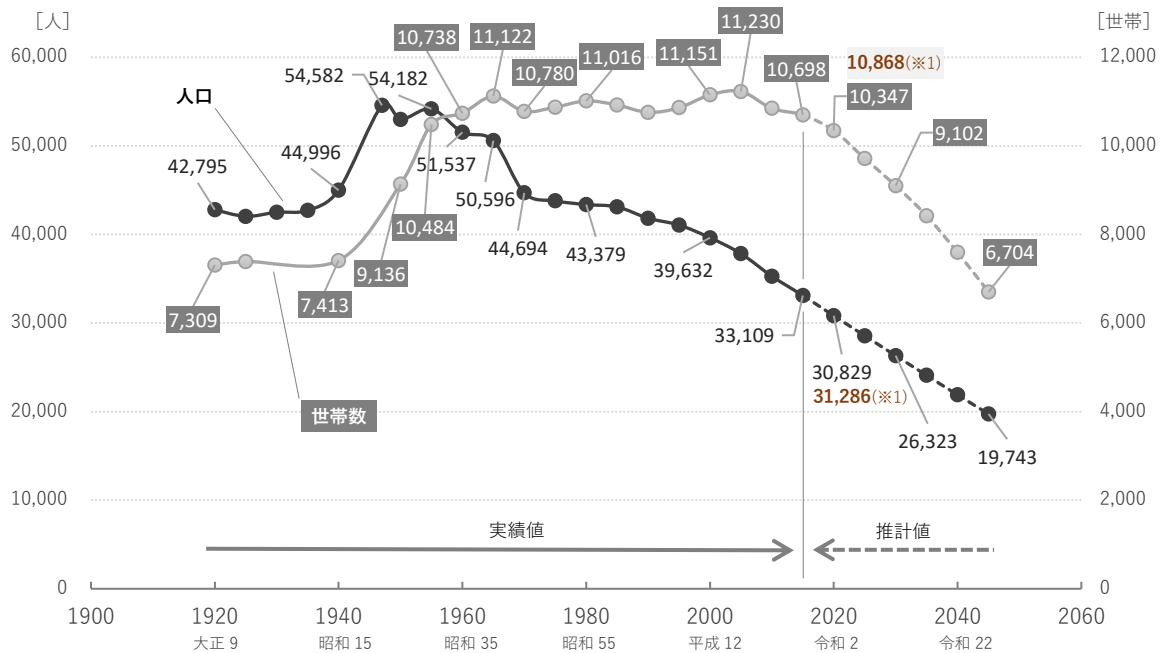
本計画中の用語については、以下のとおりとします。

用語	本計画中の定義
空家等	建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。 （法第2条第1項に規定）
空き家	建築物で居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいいます。本計画では、従前が主に住家を指す場合に「空き家」を使用しています。
特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。 （法第2条第2項に規定）
所有者等	空家等の所有者又は管理者をいいます。 （法第3条に規定）
市民等	市内に居住する者又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人をいいます。 （条例第2条第1号に規定）
空き家予備軍	近い将来、空き家となる可能性が高い住家の居住者をいいます。具体的には、住家に暮らす高齢者のみの世帯などを指します。
専門家等	事業者等に加え、空家等の対策や解決に関わる団体や市民等、学術機関などのすべてのものの総称をいいます。
事業者等	市の区域内において、法律、建築、不動産、福祉その他の空家等の管理及び活用に関する事業を行う者をいいます。 （条例第2条第2号に規定）

2 空家等を取り巻く現状と課題

2.1 人口と世帯数、住宅の状況

2.1.1 人口と世帯数の状況



注記 | 大正 9 年(1920 年)～平成 27 年(2015 年)は、人口と世帯数ともに国勢調査の実績値で、平成 17 年(2005 年)までは合併前の大野市域分と旧和泉村域分を合計したもの。ただし、昭和 5 年(1930 年)、10 年(1935 年)、22 年(1947 年)年の大野市分の世帯数と大正 9 年(1920 年)～昭和 25 年(1950 年)の旧和泉村分の世帯数は、国勢調査の実績値が無いため反映されていない。
平成 27 年(2015 年)より後は、人口は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータによる推計値、世帯数は国土交通省国土技術政策総合研究所の「将来人口・世帯予測プログラム」により推計し補正（世帯数を国勢調査の結果に修正）したもの。
※1：令和 2 年(2020 年)の国勢調査の結果（都合上、分けて記載）

資料 | 防災防犯課

【図 2-1】 人口と世帯数の推移と見通し

- 令和 2 年(2020 年)国勢調査によると、大野市の人口は 31,286 人、世帯数は 10,868 世帯(うち一般世帯 10,689 世帯、施設等の世帯 179 世帯)となっています。
- 令和 2 年国勢調査の結果は考慮されていませんが、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27 年(2045 年)に人口が 19,743 人まで減少すると推計されています。
- 同様に令和 2 年国勢調査の結果を考慮していませんが、市防災防犯課が独自に試算した推計では、令和 27 年に世帯数が 6,704 世帯まで減少する可能性があります。
- 人口減少に伴う空き家の増加は明らかで、令和 2 年から令和 27 年までの 25 年間に、約 4,000 件 (=世帯数の減少分) が空き家となる可能性があります。
これは、現在の町内や集落を形成する家の 3～4 割が空き家になるイメージです。

2.1.2 高齢者のいる世帯と居住の状況

【表 2-2】 高齢者のいる世帯の推移

(単位：世帯)

区分	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22	平成 27	令和 2
総世帯 (一般世帯) (※1)	10,853	10,723	10,833	11,113	11,187	10,813	10,652	10,689
高齢者のいる 世帯 (※2)	4,489 (41.4%)	5,028 (46.9%)	5,776 (53.3%)	6,356 (57.2%)	6,636 (59.3%)	6,764 (62.6%)	6,967 (65.4%)	6,922 (64.8%)
高齢単身世帯 (※3)	327 (3.0%) (7.3%)	472 (4.4%) (9.4%)	575 (5.3%) (10.0%)	728 (6.6%) (11.5%)	839 (7.5%) (12.6%)	986 (9.1%) (14.6%)	1,181 (11.1%) (17.0%)	1,280 (12.0%) (18.5%)
高齢夫婦世帯 (※4)	444 (4.1%) (9.9%)	576 (5.4%) (11.5%)	807 (7.4%) (14.0%)	1,070 (9.6%) (16.8%)	1,231 (11.0%) (18.6%)	1,261 (11.7%) (18.6%)	1,506 (14.1%) (21.6%)	1,623 (15.2%) (23.4%)
同居世帯	3,718 (34.3%) (82.8%)	3,980 (37.1%) (79.1%)	4,394 (40.6%) (76.0%)	4,558 (41.0%) (71.7%)	4,566 (40.8%) (68.8%)	4,517 (41.8%) (66.8%)	4,280 (40.2%) (61.4%)	4,019 (37.6%) (58.1%)

注記 | ※1：施設などの入所世帯を除く一般世帯 ※2：65歳以上の親族がいる一般世帯 ※3：65歳以上の一人暮らし高齢者世帯
 ※4：夫婦のいずれか又は両方が65歳以上である世帯 中段：総世帯に対する割合 下段：高齢者のいる世帯に対する割合
 昭和60年～平成17年は旧和泉村を含む。

資料 | 国勢調査

○ 65歳以上の高齢者のいる世帯数は、平成27年をピークに緩やかに減少に転じていると見られますが、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯は引き続き増加しており、令和2年は延べ2,903世帯で、総世帯数の27.2%を占めています。

【表 2-3】 高齢者のいる世帯の居住の状況

(単位：世帯)

令和 2 年	持ち家	公営借家	民営借家	給与住宅	間借り	その他	合計
総世帯(一般世帯)	9,176 (85.9%)	141 (1.3%)	715 (6.7%)	120 (1.1%)	76 (0.7%)	461 (4.3%)	10,689
高齢者のいる 世帯	6,642 (96.0%)	44 (0.6%)	170 (2.5%)	14 (0.2%)	25 (0.36%)	27 (0.39%)	6,922
高齢単身世帯	1,116 (87.2%)	32 (2.5%)	100 (7.8%)	1 (0.1%)	13 (1.0%)	18 (1.4%)	1,280
高齢夫婦世帯	1,570 (96.7%)	7 (0.4%)	32 (2.0%)	6 (0.4%)	5 (0.3%)	3 (0.2%)	1,623

注記 | パーセントは合計に占める割合

資料 | 国勢調査

○ 高齢者のいる世帯の居住の状況を見ると、高齢単身世帯の87.2%、高齢夫婦世帯の96.7%が「持ち家」に居住していることがわかります。

2.1.3 世帯数と持ち家の状況

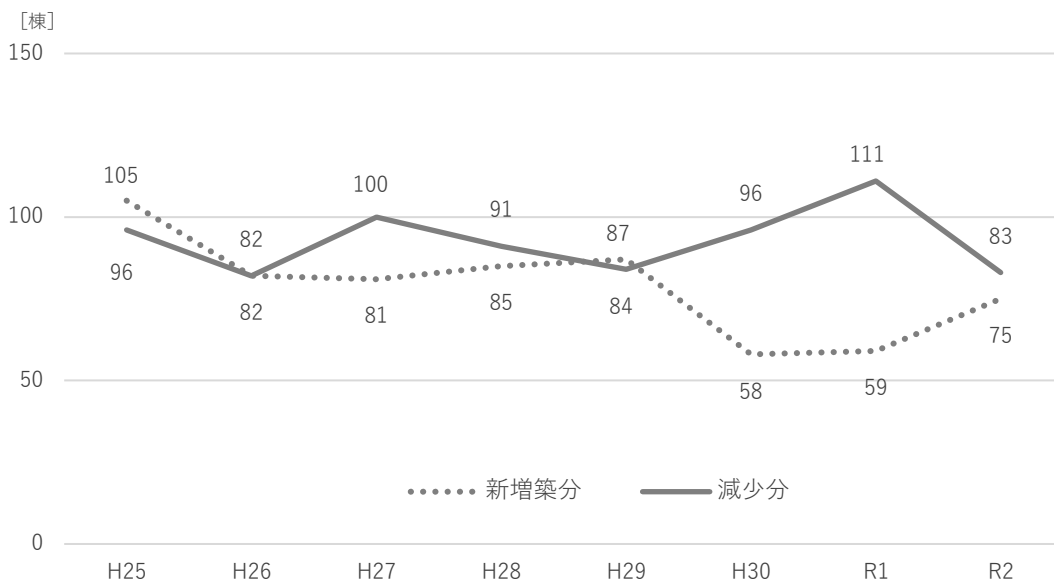
【表 2-4】 総世帯(一般世帯)と居住の状況の推移

(単位：世帯)

調査年	持ち家	公営借家	民営借家	給与住宅	間借り	その他	合計
平成 17 年	9,645	253	736	204	48	301	11,187
平成 22 年	9,581	179	714	102	43	194	10,813
平成 27 年 (a)	9,425	142	754	90	62	179	10,652
令和 2 年 (b)	9,176	141	715	120	76	461	10,689
差引 (b-a)	△249	△1	△39	30	14	282	37

資料 | 国勢調査

- 令和 2 年国勢調査によると、総世帯数（一般世帯）は 10,689 世帯で、平成 27 年の 10,652 世帯に比べて 37 世帯増加しています。
- しかしながら、「持ち家」世帯は 249 件減少しており、持ち家世帯の減少は平成 17 年から続いていることがわかります。



注記 | 「新增築分」とは、当年中に課税対象として新たに登録した家屋、「減少分」とは、すべて解体した家屋で「増築部分」ではないもの。いずれも国や自治体、社会福祉施設、宗教団体などの非課税物件を除く。

資料 | 防災防犯課

【図 2-5】 木造家屋の新增築と減少(解体)棟数の推移

- 税務課が把握する木造家屋の新增築と減少（解体）棟数の推移を見ると、毎年約 90 棟のペースで、家が解体されていることがわかります。
- 近年、新增築棟数は減少（解体）棟数に比べて少ない傾向にあります。このことは、国勢調査の持ち家世帯の減少と整合がとれていると言えます。

2.1.4 住宅の状況

【表 2-6】 住宅総数と空き家数などの推移

(単位：戸)

項目	平成 10	平成 15	平成 20	平成 25	平成 30
住宅総数 (a)	11,310	11,620	12,040	10,700	11,710
空き家 (b)	760	1,020	1,260	840	1,390
空き家率 (b/a)	(6.7%)	(8.8%)	(10.5%)	(7.9%)	(11.9%)
空き家(その他) (※1) (c)	—	—	690	570	1,080
	(※2)				
住宅総数に占める 空き家(その他)の割合 (c/a)	—	—	(5.7%)	(5.3%)	(9.2%)
空き家に占める 空き家(その他)の割合 (c/b)	—	—	(54.8%)	(67.9%)	(77.7%)

注記 | ※1：「空き家(その他)」とは、「空き家」のうち、別荘や賃貸用、売却用などのいずれにも該当しないもの。

※2：平成 10 年及び平成 15 年は、「空き家(その他)」の項目はありません。

資料 | 住宅・土地統計調査

- 住宅・土地統計調査によると、平成 30 年の住宅総数は 11,710 戸、空き家数は 1,390 戸、空き家率は 11.9%となっています。空き家率は、平成 25 年は減少しているものの増加傾向にあると言えます。
- 空き家のうち「空き家(その他)」は、平成 30 年に 1,080 戸と空き家の 77.7%を占めています。「空き家(その他)」は、別荘、賃貸用、売却用などの目的を持たない住宅で、この増加は注意が必要です。

2.2 大野市空家等実態把握調査（法第6条第2項第3号関係）

令和3年度に本計画の策定にあわせて5年ぶり（前回は平成28年度）に市内全域を対象とした「大野市空家等実態把握調査」を実施しました。

調査の内容は、調査員が空家等と思われる建物に対して外観などから調査する「現地調査」と、現地調査の結果、空家等である可能性が高いと判断された建物の所有者等に対して空家等の実態や意向などを聞く「所有者等へのアンケート調査」の2種類です。

2.2.1 現地調査の結果

【表 2-7】 地区別の空家等の件数と空き家率

地区名	空家等			調査数
	(a)	世帯数 (b)	空き家率 (a/(a+b))	
大野地区	298	5,140	5.5%	570
下庄地区	128	2,898	4.2%	218
乾側地区	20	326	5.8%	27
小山地区	20	666	2.9%	39
上庄地区	83	1,104	7.0%	128
富田地区	65	908	6.7%	97
阪谷地区	91	425	17.6%	124
五箇地区	34	22	60.7%	38
和泉地区	55	229	19.4%	65
合計	794	11,718	6.3%	1,306

注記 | 世帯数は住民基本台帳（令和3年9月1日）による。

空家等の件数は、現地調査の結果から所有者等へのアンケート調査の結果、空家等に該当しないと判断されたものを除いたもの。

【表 2-8】 地区別の空家等件数と空き家率の前回調査との比較

地区名	R3		H28		差引(R3-H28)	
	空家等	空き家率	空家等	空き家率	空家等	増減率
大野地区	298	5.5%	238	4.4%	60	125%
下庄地区	128	4.2%	82	2.8%	46	156%
乾側地区	20	5.8%	13	3.7%	7	154%
小山地区	20	2.9%	12	1.9%	8	167%
上庄地区	83	7.0%	35	3.1%	48	237%
富田地区	65	6.7%	49	5.1%	16	133%
阪谷地区	91	17.6%	39	7.9%	52	233%
五箇地区	34	60.7%	23	42.6%	11	148%
和泉地区	55	19.4%	37	14.0%	18	149%
合計	794	6.3%	528	4.3%	266	150%

○ 空家等は市内に794件あるとされ、前回に比べて約1.5倍増加しています。地区別では世帯数の多い大野地区が最も多く、阪谷地区や上庄地区で特に増加しています。

【表 2-9】 大野市空家等実態把握調査 総合評価

総合評価(※)	建物の状況	件数	割合
非常に良い	主要項目及び付帯項目において損傷などが確認されない状況(全項目で良い状況)	217 件 (12 件)	27.3% (2.3%)
一部 手入れが必要	主要項目及び付帯項目において一部損傷などが1項目以上確認されている状況	414 件 (392 件)	52.1% (74.2%)
全体的に 手入れが必要	主要項目において、著しい損壊などが1項目確認され、かつ、そのほかに主要項目及び付帯項目において一部損傷などが1項目以上確認されている状況	82 件 (56 件)	10.3% (10.6%)
非常に悪い	主要項目において、著しい損壊などが2項目以上確認されている状況	81 件 (68 件)	10.2% (12.9%)
合計		794 件 (528 件)	100% (100%)

注記 | 下段() : 平成 28 年度の結果

※総合評価は、建物の損傷状況に基づき設定している。評価にあたっては、以下で定義している。

- ・主要項目：建物全体の傾斜や外的要因から建物を守るための主要部である屋根、外壁やその他の部位(基礎などの主要構造部に損傷が見られた場合)に関する項目。著しい損壊等の場合、修繕が大規模になると想定される。
- ・付帯項目：主要項目以外の項目のうち、ガスボンベの有無、建築物の外観を除く項目。
建築物の外観は、屋根や外壁等に著しい問題が生じた場合に“著しく不調和”となり、問題箇所を修繕すると同時に外観も改善されるため、評価項目から除いている。

- 「非常に良い」と「一部手入れが必要」が合わせて 631 件で約 8 割を占めています。これらは建物の状態としては利活用が可能な空き家と考えられ、今後の所有者等の意向次第と言えます。
- 「全体的に手入れが必要」と「非常に悪い」の件数は、ともに前回に比べて増加(全体に占める割合は概ね同じ)しており、引き続き、注意が必要です。

2.2.2 所有者等へのアンケート調査の結果

【表 2-10】 対象件数や回収率などの前回調査との比較

項目	R3		H28	
	件数	備考	件数	備考
空家等数（現地調査判定結果）	827		528	
うち特定できた所有者数	752		473	
うちアンケート送付数	679	回収率	448	回収率
うち回答数	295	43.4%	246	54.9%

○ アンケートの回収率が前回に比べて 11.5 ポイント低下しています。設問数や回答期間が概ね同様だったことから、低下した原因が気になります。

【表 2-11】 所有者等と空家等との関係

この建物とあなたとの関係や状態として最も近いものはどれですか(1つに○)	回答数	割合
1 自らの意思で、別荘やセカンドハウスとして使用している建物	25	9.4%
2 自らの意思で、倉庫や物置として使用している建物	32	12.0%
3 今後、自ら活用する予定があり所有する建物(退院後の住家を含む)	28	10.5%
4 相続や家主の不在など必要に迫られて、所有又は管理等している建物	53	19.9%
5 今後、使用する可能性が低く、不要となっている(なりそうな)建物	113	42.5%
6 入居者や買い手が見つからない建物(貸家・売買物件)	28	10.5%

注記 | 割合は、対象となる回答者数の合計 266 人を分母として算出。実際の調査では、4～6 を選択した者に対して以降の設問を回答させ、1～3 を選択した者についてはここでアンケートを終了とした（空家等に当たらないため）。

○ 「不要となっている(なりそうな)建物」が 42.5%と著しく多く、次いで、「必要に迫られて所有等している建物」が 19.9%と続きます。

【表 2-12】 空き家になった理由の前回調査との比較

空き家になった理由は何ですか(1つに○)	R3		H28	
	回答数	割合	回答数	割合
家主の死亡後、使用する予定がないため	78	42.2%	26	30.6%
家主が施設に入所等しているため	38	20.5%	15	17.6%
転居したため(転勤などの長期不在を含む)	28	15.1%	11	12.9%
借り手や買い手がないため	25	13.5%	25	29.4%
その他	15	8.1%	11	12.9%

注記 | 両年度とも複数回答あり。割合の分母は対象となる回答者数の合計で、令和 3 年度は 185 人、平成 28 年度は 85 人として算出。

○ 「家主の死亡後、使用する予定がないため」が 78 件、42.2%と最も多いです。前回に比べて割合も増加しており、高齢者のみの世帯の増加をうかがい知ることができます。

【表 2-13】 空き家の管理で困っていることの前回調査との比較

管理に関して、困っていることはありますか (当てはまるものすべてに○)	R3		H28	
	回答数	割合	回答数	割合
雪囲い、屋根雪下ろし、除雪	149	80.5%	39	45.9%
庭木や雑草の繁茂	121	65.4%	34	40.0%
家財の処分	87	47.0%	28	32.9%
遠方にいるため通うのが大変	76	41.1%	31	36.5%
管理費(修繕や税金)がかさむ	67	36.2%	25	29.4%
身体的・年齢的に管理が大変	62	33.5%	19	22.4%
管理を頼む相手が見つからない	22	11.9%	8	9.4%
近隣から苦情を受ける	15	8.1%	4	4.7%
その他	3	1.6%	5	5.9%
困っていない	6	3.2%	5	5.9%

注記 | 割合の分母は対象となる回答者数の合計で、令和3年度は185人、平成28年度は85人として算出。

- 管理に関する雪への備えについて約8割の方が困っていると回答しています。次いで、草木の管理、家財の処分と続きます。
- 前回と比較して回答の傾向は同じですが、選択肢あたりの回答数（困っていると選択した数）は総じて増えており、管理を負担に感じる人が増えていると考えられます。

【表 2-14】 空き家の今後の意向に関する前回調査との比較

今後、空き家をどのようにしたいとお考えですか (当てはまるものすべてに○)	R3		H28	
	回答数	割合	回答数	割合
解体したい	94	50.8%	35	41.2%
売りたい	80	43.2%	27	31.8%
貸したい	39	21.1%	27	31.8%
どうしたらいいのかわからない	39	21.1%	8	9.4%
空き家のままにしておきたい	13	7.0%	8	9.4%
子や孫に任せたい	10	5.4%	2	2.4%
考えていない	9	4.9%	—	—
自分又は家族が使用したい	6	3.2%	3	3.5%
その他	11	5.9%	2	2.4%

注記 | 割合の分母は対象となる回答者数の合計で、令和3年度は185人、平成28年度は85人として算出。

- 前回と同様、「解体したい」が最も多いです。前回同様だった「売りたい(27件)」と「貸したい(27件)」は、今回は「売りたい(80件)」、「貸したい(39件)」と、約2倍「売りたい」が多いです。
- 「どうしたらいいのかわからない」という回答が39件、21.1%あり、必要な情報を届ける必要があります。

【表 2-15】 空き家の今後の意向に対する課題の前回調査との比較

前問(今後の意向)で選択した内容について、困っていることや心配事がありますか(当てはまるものすべてに○)	R3		H28	
	回答数	割合	回答数	割合
解体費用の支出が困難	90	48.6%	35	41.2%
処分する家財の量が多い	86	46.5%	17	20.0%
傷みがあり、修繕が必要	76	41.1%	15	17.6%
賃貸や売却の相手が見つからない	75	40.5%	33	38.8%
水回りの設備が古い	57	30.8%	15	17.6%
解体により土地の税金が高くなる	54	29.2%	15	17.6%
家財の処分方法がわからない	45	24.3%	7	8.2%
建物に耐震性がない	43	23.2%	12	14.1%
賃貸や売却で近所に迷惑をかけないか心配	24	13.0%	3	3.5%
遺産分割協議や相続登記の手続き	21	11.4%	3	3.5%
愛着があり手放せない	19	10.3%	5	5.9%
家族や相続人との話し合いが必要	17	9.2%	3	3.5%
借地であり地主との話し合いが必要	12	6.5%	6	7.1%
その他	16	8.6%	4	4.7%
困っていない	7	3.8%	6	7.1%

注記 | 割合の分母は対象となる回答者数の合計で、令和3年度は185人、平成28年度は85人として算出。

令和3年度は、設問を「建物」と「お金や人」に関することの2つに分けたため、「その他」及び「困っていない」の選択肢がいずれにも計上されており結果を調整（「困っていない」は、2つの設問のいずれもで「困っていない」を選択した者の数を計上、「その他」は、2つの設問でいずれも「その他」を選択した者を1人として処理）。

- 今後空き家をどのようにしたいか、という意向に対する課題を聞いているため、選択肢が解体から修繕まで多岐にわたりますが、課題の傾向を掴むことができます。課題として多いものは、解体費用、修繕、家財処分、土地の税金など「お金」に関わるもので、少ないものは「人」に関わるものと言えます。

【表 2-16】 空き家情報バンクの認知度と意向の前回調査との比較

空き家情報バンク制度をご存知ですか (1つに○)	R3		H28	
	回答数	割合	回答数	割合
知っていた	68	36.8%	26	30.6%
知らなかった	111	60.0%	51	60.0%
無回答	6	3.2%	8	9.4%
空き家情報バンクへの登録について、どのようにお考えですか (1つに○)				
登録したい(関心がある)	99	53.5%	26	30.6%
登録しない(関心がない)	57	30.8%	18	21.2%
わからない	—	—	27	31.8%
無回答もしくは登録済	29	15.7%	14	16.5%

注記 | 割合の分母は対象となる回答者数の合計で、令和3年度は185人、平成28年度は85人として算出。

- 空き家情報バンクに「登録したい(関心がある)」方が99人います。

2.3 空き家に関する地区別意見交換会での意見

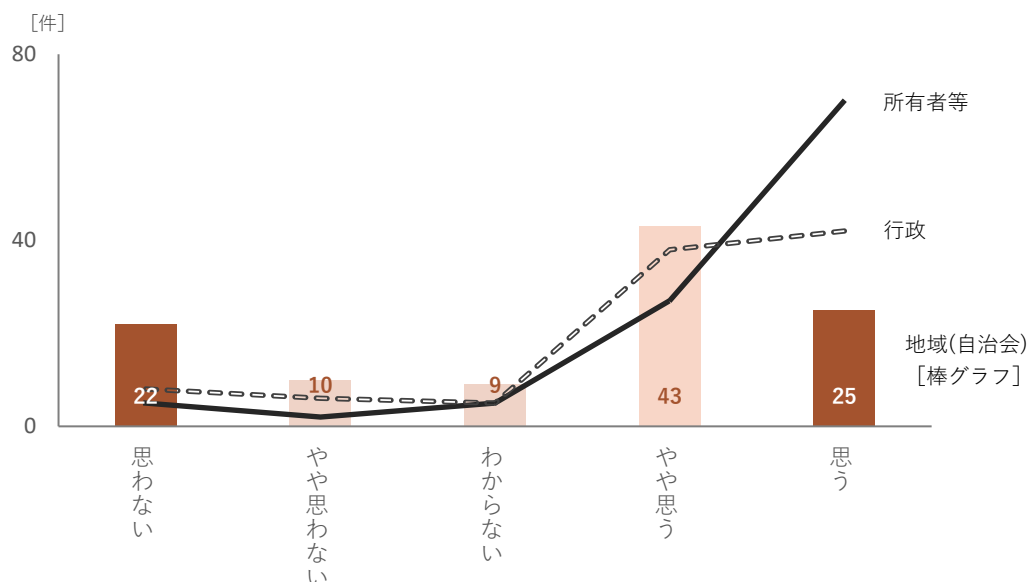
令和3年9月から10月にかけて各公民館（五箇地区は富田地区と合同）を会場に、空き家をテーマの一つとして、まちづくりに関する地区別意見交換会を開催しました。

意見交換会の参加者数は延べ145名で、各地区住民の意見としては参加者数が十分とは言えないものの、区長をはじめ地区のリーダー層の意見を聞くことができました。

意見交換会では、簡単なアンケートを交えながら、空き家に対する自治会などの共助による関わりをテーマに意見を交わしました。主な結果は以下のとおりです。

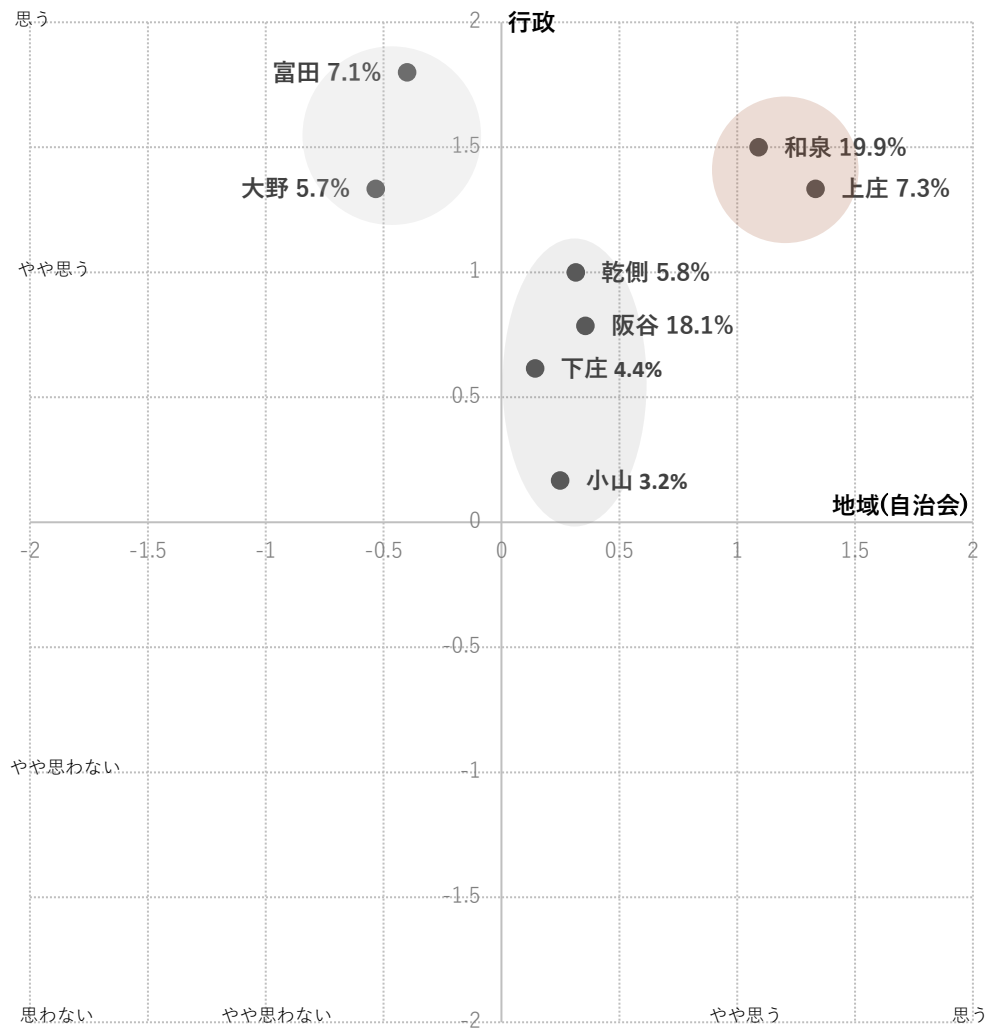
【表 2-17】 空き家に対する所有者等、地域(自治会)、行政の関わりに対する参加者の考え

空き家のことについて、 あなたの考えを教えてください (最も近い選択肢に○)	思わない	やや思わない	わからない	やや思う	思う	合計
空き家の解決は、所有者自身で行うべき（自助）	5 (4.6%)	2 (1.8%)	5 (4.6%)	27 (24.8%)	70 (64.2%)	109
空き家の解決に、自治会が関わるべき（共助）	22 (20.2%)	10 (9.2%)	9 (8.3%)	43 (39.4%)	25 (22.9%)	109
空き家の解決に、行政が関わるべき（公助）	8 (8.1%)	6 (6.1%)	5 (5.1%)	38 (38.4%)	42 (42.4%)	99



【図 2-18】 空き家に対する所有者等、地域(自治会)、行政の関わりに対する考え

2 空家等を取り巻く現状と課題



注記 | 各項目を数値化し集計 (思わない-2点/やや思わない-1点/わからない0点/やや思う1点/思う2点)
地区名の横にあるパーセントは空き家率

【図 2-19】 地域別の地域(自治会)と行政の関わり度合いの散布図

- 空き家に対する地域(自治会)の関わりについて、「思う(25件)」、「思わない(22件)」の両端が拮抗し意見が分かれています。これら結果から地域(自治会)における空き家との向き合い方については、区長ら個々人の考え方によるところが大きいと考えられます。【表 2-17、図 2-18 関係】
- 地域によっても地域(自治会)や行政の関わりについて、違いが見られました。傾向を大まかにグループ分けすると3つに分類でき、上庄地区と既に自治会として空き家対策に取り組んでいる和泉地区は、地域(自治会)の関わりが強いと言えます。【図 2-19 関係】

【表 2-20】 自治会がすべきと思う空家等対策の取り組み

自治会で、すべきと思う取り組みがあれば教えてください (複数選択可)	回答数	割合
自治会で空き家所有者等の連絡簿を備える	54	79.4%
空き家に備え自治会内で「約束事」をつくっておく	36	52.9%
自治会で空き家に関する講座を開く	25	36.8%
空き家の所有者から区費などを徴収する	22	32.4%
自治会で空き家を管理・活用する	15	22.1%
その他	2	2.9%

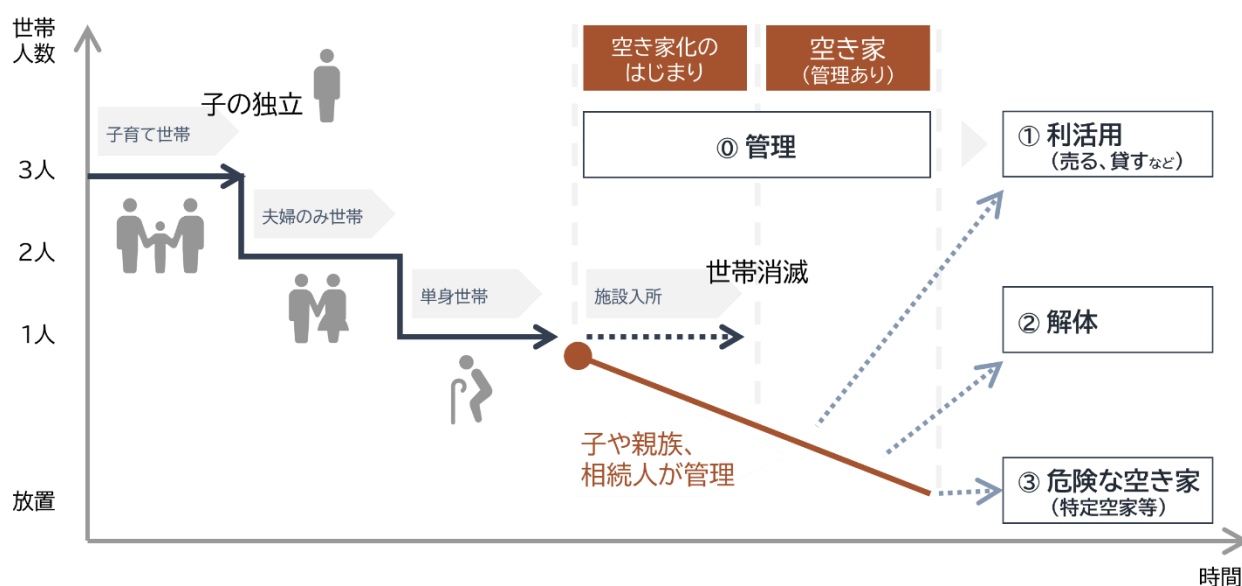
注記 | 「空き家の解決に、自治会が関わるべき(共助)」という設問に対して「思う・やや思う」を選択した 68 名を対象

- 対象者の約8割が、自治会において所有者等の連絡簿を備えるべきと回答されました。
- 連絡簿に次いで多かったのが、自治会内における「約束事」で過半数を超える回答がありました。約束事とは空き家となった後の取り扱いなどについて、自治会内で予め約束事(ルール)を定めておくというものです。
- 意見交換では、区長の負担が増えるといった意見や自治会単独で約束事をつくるのは難しく、それを運用をする際に住民に聞けない(空き家となりそうな住民に対し、家や土地の行く末について聞くことは失礼)といった意見がありました。
そのほか、「所有者の特定は市役所の仕事ではないか」という意見があり、市では電話番号は調べられないことをお伝えし、地域コミュニティを生かして連絡先の把握に努めていただけるよう依頼しました。

2.4 空き家になる背景と行く末

大野市における空き家になる背景の多くは、少子化はもとより子ら世代の流出や核家族化により起こっています。ここで、夫婦と子ども一人の家庭の住家が空き家になる流れと空き家となった後の行く末について、イメージ図を以下にまとめます。

ポイントは、空き家化がはじまると必ず管理をしなければならないこと、空き家の行く末は利活用（売る、貸すなど）するか解体するかしかないことです。仮に、放置し危険な空き家になると、公衆衛生の悪化や倒壊の恐れなどにより地域が迷惑を受けることになります。



【図 2-21】 空き家になる背景と行く末のイメージ

- 高齢となった親が施設などに入所した時から、空き家化がはじまります。同時に、子や親族などが家の管理をしていくこととなります。

【事例】「親が家で訪問介護を受けていたときにはホームヘルパーさんから家のようすを聞くことができたが、施設に入所してからは家のようすが全くわからなくなり困った」（遠方に住む子からの相談）

- 空き家の行く末は、（相続人などの所有者等が住まない場合）「利活用（売る、貸すなど）」、「解体」、そして放置されて至る危険な空き家です。所有者等による利活用や解体への決断が遅くなればなるほど、管理の期間が長くなります。
- 空き家となった後の早期の決断を促すには、近い将来、空き家となる可能性が高い高齢世帯などの空き家予備軍への事前のアプローチが求められます。空き家予備軍は、子や親族と十分に話し合い、予め家の行く末・方針を固めておくことが大切です。

2.5 空家等を取り巻く課題

人口や世帯数などの統計データ、空家等実態把握調査による現状や所有者等の意向、地区別意見交換会における意見、その他日頃から市に寄せられる空き家に関する相談の内容を踏まえると、大野市の空家等を取り巻く課題は、以下のとおりです。

課題1 空き家化の未然防止と空き家となった後の早期決断が必要

今後も空き家は増加する見込みです。家や土地に対する所有者等や市民等の理解を深め、空き家化の未然防止と空き家となった後の早期決断を促す必要があります。その際、高齢世帯などの空き家予備軍へのアプローチだけでなく、子や親族を含めたアプローチが求められます。

課題2 自治会をはじめ地域における空家等への対策が必要

管理不全な空家等により最も迷惑を受けるのは地域住民です。地域によっては自治会の持つコミュニティへの影響力は大きいことから、自治会をはじめ地域における空き家化に備える取り組みや講座などの啓発活動が求められます。

課題3 空き家の利活用・流動化の促進が必要

空き家を手放したい、売りたい・貸したいという所有者等のニーズが高まっているとともに、コロナ禍により都会から地方への移住の動きも活性化しています。持続可能な地域づくりに向けて、空き家の利活用・流動化を促す必要があります。

課題4 空き家の課題解決を図るためには専門家等との連携強化が必要

空き家は、登記や権利関係、相続、建物の構造・設備などの解決すべき課題が多いことから、専門家等との連携を強化する必要があります。その際、個人情報を含めた情報共有のあり方について検討する必要があります。

課題5 改善が図られない危険な空家等への対策が必要

特定空家等に認定した後も改善がされなかったり、所有者等を特定できなかったりするなど解決が困難な空家等があります。市は、これら危険な空家等の解決に向けた対策について、行政代執行などの実施を含め検討する必要があります。

3 空家等対策の基本的な方針

3.1 基本理念と取組方針（法第6条第2項第1号関係）

大野市の空家等対策は、次の基本理念と二つの取組方針のもとに進めます。

3.1.1 基本理念

基本理念

“安全・快適で住みよいまち、住み続けたい、まちを築く”

所有する家などの状況や空家等に関する市民等の理解を促し、予め備えてもらうことで、たとえ空き家となっても所有者等による適切な管理と利活用や解体により空家等の増加を抑え、人々の安全で快適な暮らしを守り、住みよいまち、住み続けたいまちを築きます。

また、人の生命や財産に危険を及ぼす恐れがある空家等に対しては、市が主となり適切に対処します。

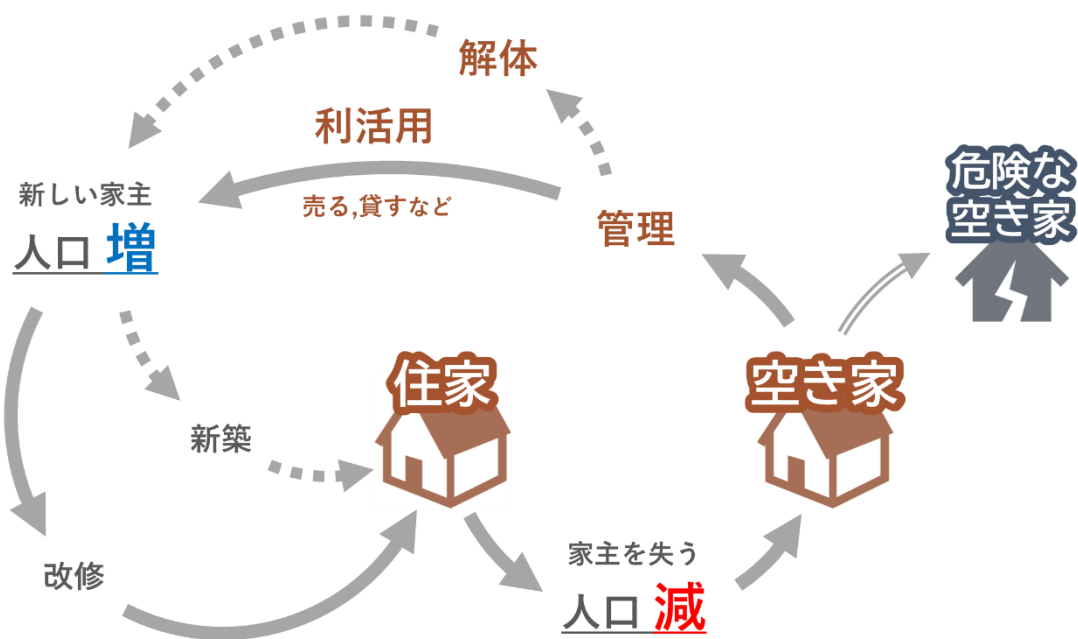
3.1.2 取組方針

取組方針1

“ 持続可能な地域づくりに向けて「家のサイクル」をまわす ”

まちなかのにぎわいや村部の営みを持続可能なものとし、都市の拡散や低密度化を防ぐためには、空き家やその跡地に、移住者などの新たな人や利活用する人の流れを生み出し、空き家を流動化させる“「家のサイクル」をまわす”ことが求められます。

その際、利活用後の家は住家に限らず、事業用などさまざまな用途が考えられます。



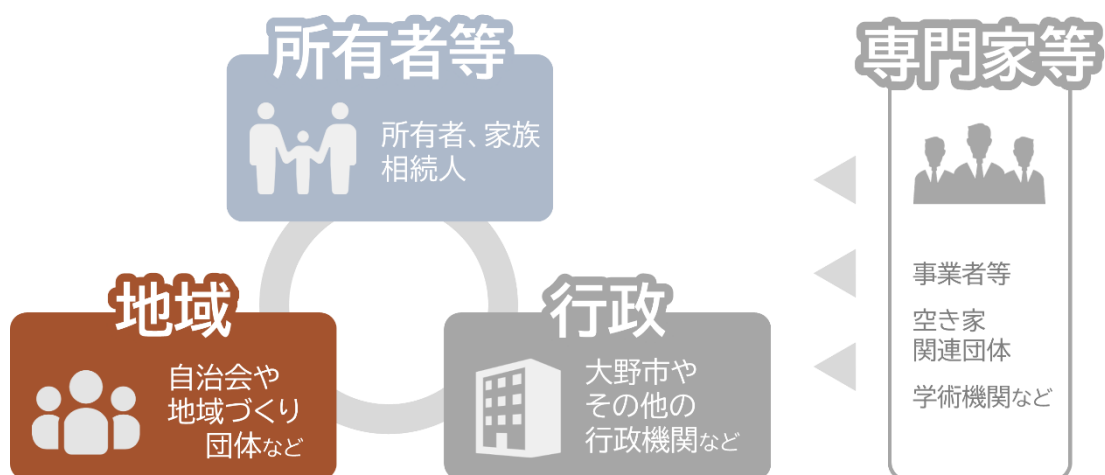
【図 3-1】 持続可能な地域づくりに向けた「家のサイクル」

取組方針 2

“所有者等、地域、行政そして専門家等が役割を果たし、連携する”

家は個人の財産であるため空き家への備えやその解決は、所有者等が自らの責任により対処するものです。しかしながら、空き家は、登記や権利関係、相続、建物の構造・設備など解決すべき課題が多く、また、人によっては、空き家にあわせて土地や農地、山などの対処にも向き合う場合があります。

今後、空き家の増加が予想される中で、空家等対策は、所有者等のみならず、地域や行政、専門家等がそれぞれに期待される役割を果たし連携して進めます（期待される役割は「3.2 各主体の役割」を参照）。



【図 3-2】 所有者等、地域、行政、専門家等の連携のイメージ

3.2 各主体の役割

空家等対策に関連する法令は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「大野市空家等対策の推進に関する条例」などがあり、その中で、所有者等、自治会、市、事業者等の責務が規定されています。

3.2.1 所有者等の役割

空家等は、所有者等が自らの責任により適切に管理することが前提であり、法第3条にもそのように規定されています。

建物は使用しなくなると劣化も進みやすくなることから、空家等が近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼさないように継続した管理を行い、自ら管理できない場合でも、管理を事業者等に委託したり、市内に住む親族などの関係者に依頼するなど、管理できる体制を整えるよう努めます。

また、使用する予定がない場合は、自治会や近隣住民に対して、連絡先を伝えておくほか、市や専門家等に相談するなどして、売る、貸す、譲る、壊すなどの方針を検討します。

空家等の所有者等の責務（法第3条）

空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

所有者等の責務（条例第4条）

空家等の所有者等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等を自らの責任において適切に管理するとともに、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に努めなければならない。

3.2.2 地域の役割

所有者等の転出、転居、死亡などにより住宅が使用されなくなるなど、空家等が発生する状況はどうしても生じてしまいます。このような場合でも、自治会をはじめ地域において所有者等と連絡を取れるようにしておくことで、空家等が近隣住民に影響を及ぼす恐れが生じた場合にも、その状況を伝えることができるため、早い段階で状況の改善を図ることができます。

自治会は、地域における空家等の発生状況や所有者等に関する連絡先などの情報の把握に努めることが条例第7条に規定されています。

自治会の責務（条例第7条）

自治会は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、地域における空家等の状況及びその所有者等に関する情報の把握に努めるものとする。

3.2.3 行政の役割

市は、法第4条及び条例第5条の規定に基づき、本計画に沿って空家等対策を総合的かつ計画的に推進し、関係各課が連携して空家等対策に取り組むとともに、有識者や市民等、専門家等から構成される協議会を組織し、関係者と連携して空家等対策に取り組めます。

さらに、空家等は人口減少対策やまちづくりの地域資源であると捉え、空家等の利活用を進める対策を講じる一方、適切な管理が行われておらず、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等がある場合は、所有者等にその状況を知らせて改善を求めるなど法に基づく必要な措置を講じます。

市町村の責務（法第4条）

市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

市の責務（条例第5条）

市は、法第6条の規定により空家等対策計画を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

3.2.4 専門家等の役割

事業者等が努めるべき責務は、条例第5条に規定されています。さらに、空家等対策を推進するためには、事業者等に加え空き家に関連する団体や学術機関などの専門家等が持つ知識と技術が不可欠です。

空家等の管理、リフォームやリノベーション、解体など空家等そのものに携わる者や、売買、賃貸、相続、測量、登記、融資など空家等の流通や権利、金融関係に携わる者などの幅広い専門家等は、空家等対策の観点に立ち、専門的見地からの助言や協力をを行い、所有者等をはじめ、市、市民等、地域のほか活用希望者が抱える問題の解決に努めます。

事業者等の責務（条例第5条）

事業者等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等及び除却した空家等に係る跡地の適切な管理、活用及び流通の促進に努めるものとする。

3.3 計画の対象（法第6条第2項第1号関係）

3.3.1 対象とする空家等の種類

法で規定する「空家等」を、本計画の対象とします。ただし、空き家化を未然に防ぐ取り組みも求められることから、空家等になる可能性がある住宅や空家等に該当しない住宅なども対象とします。

「空家等」（法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）。

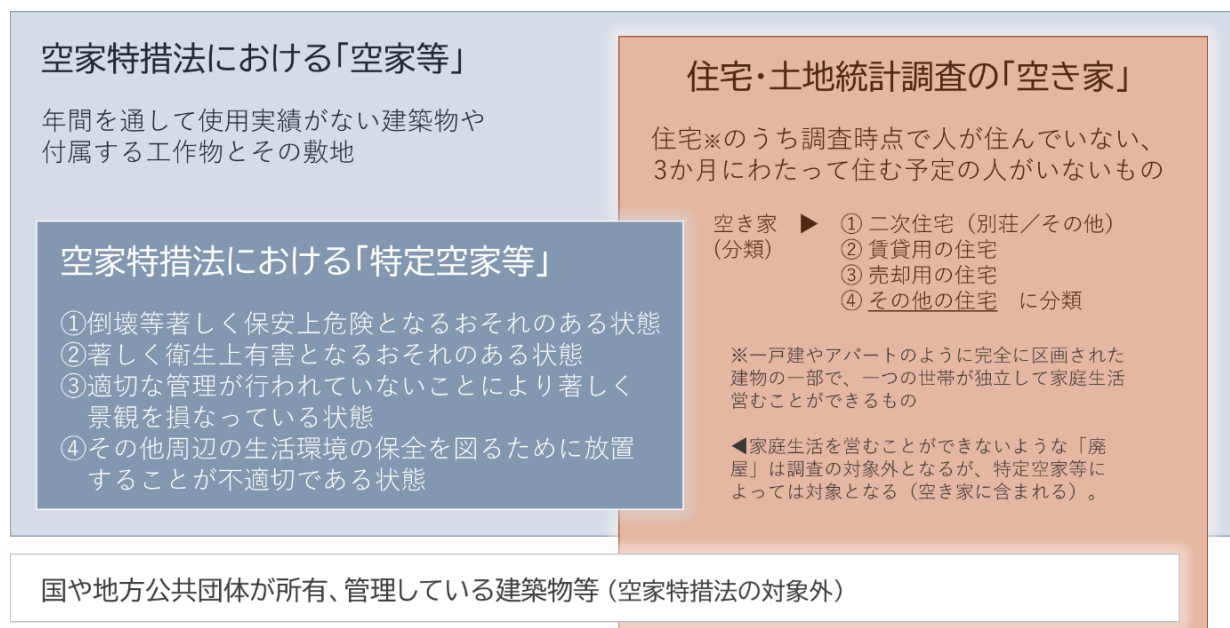
ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

3.3.2 対象とする範囲

空家等が大野市全域にあることから、市全域を本計画の対象とします。

<参考> 「空き家」とは？

「空き家」という言葉は、人それぞれに捉え方が異なります。実際、統計調査や法令などどのように定義するかによって「空き家」の範囲は異なります。ここで、法（空家特措法）と住宅・土地統計調査による「空き家」の定義の違いは、以下のとおりです。



【図 3-3】 空家特措法と住宅・土地統計調査における「空き家」の定義の違い

4 空家等への対策

4.1 空家等対策の全体像

空き家になる背景と行く末、空家等を取り巻く課題、基本理念、取組方針を踏まえた

【図 4-1】 空家等対策の全体像

		居住中	空き家 管理
所有者等	所有者 (空き家予備軍など)	<ul style="list-style-type: none"> 家の行く末、方針を考えます 家族らと家の行く末について話し合い、方針を固めます いらぬ家財などを整理します 	<ul style="list-style-type: none"> 空家等を適切に管理します 所有者等の情報を地域の人にお知らせします 空家等の行く末について、早期に決断します いらぬ家財などを整理します
	所有者家族 (相続人など)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者と家の行く末について話し合い、方針を固めます 	
地域 自治会や 地域づくり団体など		<ul style="list-style-type: none"> 空き家に備えるための講座などを開催します 空き家となった後の事柄などについて、自治会内で「約束事」などを定めておきます 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等を把握し、連絡先を備えておきます 所有者等からの相談に応じます (必要に応じて)所有者等による管理をサポートします (必要に応じて)空家等の利活用を検討します
行政 大野市や その他の行政機関など		<ul style="list-style-type: none"> 空き家予備軍や市民等への空き家化の未然防止に向けた情報提供を行います 	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある空家等の実態を把握します 管理等に関する情報提供を行います 空家等の管理への支援を検討します
専門家等 事業者等 空き家関連団体 学術機関など		<ul style="list-style-type: none"> 主に所有者等からの相談を受けて、その解決をサポートします 	
		<ul style="list-style-type: none"> 専門的な見地から、空き家化の未然防止に向けた啓発活動を行います 	<ul style="list-style-type: none"> 空家等の管理サービスを提供します

大野市の空家等対策の全体像は、以下のとおりです。

空き家		
利活用(売る,貸すなど)	解体	危険な空き家(特定空き家等)
<ul style="list-style-type: none"> 新たな所有者や使用者などと後々トラブルにならないよう、権利関係や契約手続きなどをしっかり行います 	<ul style="list-style-type: none"> 解体後の跡地を適切に管理します 解体後の跡地の行く末について、早期に決断します 	<ul style="list-style-type: none"> (所有者等による管理が不全) (所有者等による管理が困難) (所有者等が存在しない)
<ul style="list-style-type: none"> 空き家への新たな居住者などが、暮らしに馴染めるようサポートします 空き家が利活用されやすい雰囲気づくりをします 	<ul style="list-style-type: none"> 解体後の跡地に関する所有者等からの相談に応じます 所有者等による跡地の管理を必要に応じてサポートします (必要に応じて)解体後の跡地の利活用を検討します 	<ul style="list-style-type: none"> 市や専門家等と連携し、危険な空き家の解決に努めます
<ul style="list-style-type: none"> 専門家等と連携し利活用可能な空き家の確保に努め、広く情報発信します 空き家希望者の確保に努めます 空き家の改修を支援します 家財処分への支援を検討します 	<ul style="list-style-type: none"> 解体後の跡地活用への支援を検討します 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等の特定に努めます 所有者等に助言等を行います 所有者等による危険な空き家の解体を支援します 危険切迫時は、その回避に必要な最低限の措置等を行います
<ul style="list-style-type: none"> 空家等に関する総合的な相談窓口を設けます 		
<ul style="list-style-type: none"> 主に所有者等からの相談を受けて、その解決をサポートします 		
<ul style="list-style-type: none"> 所有者等が行う、空き家の利活用に関する取り組みをサポートします 空き家への新たな居住者などが、暮らしに馴染めるようサポートします 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等が行う、空き家の解体に関する取り組みをサポートします 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な空き家への対処について、専門的な見地からサポートします

次頁からは、空家等対策の各施策について記載します。

4.2 空家等の調査・把握（法第6条第2項第3号関係）

4.2.1 空家等の調査

- 市は、空家等の所在や状態について、市民等からの相談に基づく調査や法に基づく立入調査、空家等実態把握調査により把握します。
- 市は、空家等を把握するために、必要に応じて自治会や事業者等に協力を求めます。

4.2.2 所有者等の把握

- 市は、所有者等を把握するために、登記簿や法第10条に基づき住民票又は固定資産税の課税情報などを利用するとともに、必要に応じて自治会に協力を求めます。
- 自治会などは、地域コミュニティのつながりを生かし、所有者等の把握や所有者等に連絡することができる関係構築に努めます。

4.2.3 空家等情報の管理

- 市は、空家等の調査結果について、地理情報システム（GIS）を活用するなどデータベースとして整備・構築を行い、一元的に管理を行います。
- 空き家の増加が予想される中、庁内の各部署が、空家等の発生をそれぞれに把握したり（上下水道の契約や利用状況など）、空き家に付随して相談を受けたり（空き家にあわせて農地も処分したいなど）することが増えていきます。
庁内での空家等に関する情報共有のあり方について、関係各課が個人情報の取り扱いに配慮しながら効率的かつ効果的に情報共有を図ります。

■ 施策の実施主体

施策の内容	地域	行政	専門家等
4.2.1 空家等の調査	協力	○	協力
4.2.2 所有者等の把握	○	○	
4.2.3 空家等情報の管理		○	

注記 | 施策の実施主体につき「所有者等」は除く

4.3 空き家に備えるための施策（法第6条第2項第4号関係）

4.3.1 市民等への情報提供

- 空き家の増加が予想される中で、空き家となった後の適切な管理や活用方法について、予め市民等に考えておいてもらうことが必要です。
- 市は、助成制度や活用事例、相談窓口などの情報について、広報紙やチラシなどを通じて広く情報提供します。さらに、転出時など市の窓口で手続きされる機会を捉えて、効率的に必要な情報を届けられないか検討します。

【写真】 空き家啓発用リーフレットスタンドと
地域おこし協力隊が発行する冊子



4.3.2 地域における啓発活動

- 空き家の増加により、個人の課題が地域の課題に発展する可能性があります。各地区で開催されている講座や高齢者サロンなどにおいて、空き家化への備えや終活をテーマに取り上げ、市民等の意識啓発を図ります。
- 市や専門家等は、地域が行う講座などに参加し連携を図るとともに、相談会や講座などを開催し啓発活動を行います。

4.3.3 相談・支援体制の構築

- 市や専門家等は、空き家に関する相談窓口を設置します（詳細は 5.2「相談窓口」に記載）。また、他市では自治会と専門家等と市とが協定を結び、相談を受ける仕組みをつくるなど工夫して取り組んでいます。相談窓口の設置に加え、効果的な相談・支援体制のあり方について検討します。

■ 施策の実施主体

施策の内容	地域	行政	専門家等
4.3.1 市民等への情報提供		○	協力
4.2.2 地域における啓発活動	○	○	協力
4.2.3 相談・支援体制の構築	○	○	○

注記 | 施策の実施主体につき「所有者等」は除く

4.4 適切な管理を促すための施策（法第6条第2項第4号関係）

4.4.1 管理を支援する情報の集約と提供

- 遠方に住む空き家の所有者等から「空き家の管理や修繕を行いたいとき、どこに相談すればいいのかわからない」といった声が聞かれます。
- 市や専門家等は、空き家の管理（利活用や解体なども含む）に関する一般的な啓発情報に加えて、例えば、専門家等が提供するサービスの内容や連絡先などを盛り込み、所有者等が具体的な行動に移せるように情報を整理・集約し、情報提供します。

4.4.2 管理の促進（助成制度）

- 令和3年度から福井県が主となり空き家の管理費用の一部を補助する助成制度がはじまっています。市は、所有者等のニーズを踏まえながら、当該助成制度の導入を検討します。

4.4.3 管理サービスの提供

- 専門家等は、空き家の管理・見守りサービスや家財処分、草刈りなどのサービスを提供します。また、自治会においても所有者等からの相談に応じ、助言を行うなど所有者等による管理をサポートします。

■ 施策の実施主体

施策の内容	地域	行政	専門家等
4.4.1 管理を支援する情報の集約		○	○
4.4.2 管理の促進（助成制度）		○	
4.4.2 管理サービスの提供	協力		○

注記 | 施策の実施主体につき「所有者等」は除く

4.5 家のサイクルをまわすための施策（法第6条第2項第5号関係）

4.5.1 活用希望者のニーズの把握

- 市は、市内で空き家を探している人が登録する「空き家希望者バンク」の登録者や空家等を活用して新規で出店・創業を希望する者、空家等の取引や改修に関わる専門家等から、空家等に求めるニーズを聞き、その把握に努めます。



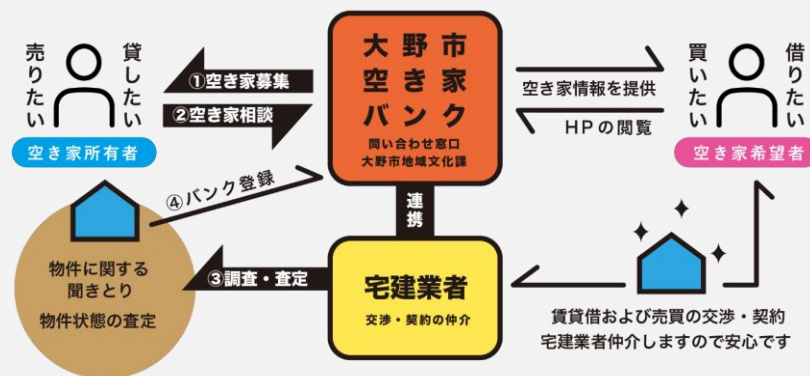
【図】 空き家希望者バンクイメージ図

4.5.2 所有者等の活用意向の把握

- 市は、所有者等から空き家に関する相談があった際や空家等実態把握調査時などの機会を捉えて、所有者等に対し空家等売る、貸すなど活用意向を聞き取りニーズの把握に努めます。

4.5.3 空き家情報の発信

- 売買、賃貸が可能な空き家について、市が行う「空き家情報バンク」への登録を促し、登録された物件情報は、市ホームページなどを通じて広く発信します。
- 空き家の利活用を希望するＩターン者やＵターン者などが増えるよう、市の魅力発信と各種支援の充実に努めます。



【図】 空き家情報バンクイメージ図

4.5.4 利活用の促進（助成制度）

- 市は、空家等の利活用が促進されるように、空家等の活用希望者や所有者等のニーズに合わせて既存の助成制度の見直しや新たな助成制度を創設します。

【取組例】

- 中古住宅の取得やリフォーム&所有者等による賃貸用リフォームを支援
移住者、子育て世帯、新婚世帯、共同住宅からの転居者、進出企業の従業員が定住のために中古住宅を購入した場合、取得費やリフォーム費用を支援。
令和3年度から所有者等が空き家を賃貸するために行うリフォーム費用も支援。
- 家財処分への支援を検討
空き家情報バンクへの登録と流通促進を目的として、所有者等が行う家財道具の処分費への支援を検討。
- まちなかの空き家への出店を支援
まちなかの空き家や空き地に店舗を新築・改装などに要する経費を支援。
従来の女性に加え、移住者が実施する場合の補助率のかさ上げを検討。

4.5.5 公共等による利活用

- 市は、空家等を利用した「お試し居住施設」や「子育て支援施設」、「高齢者支援施設」など移住定住、交流、福祉サービスを促進する事業への活用や民間による活用策への支援について、ニーズを捉え検討します。
- 市は、空き家の住宅確保要配慮者等（高齢者、障がい者、子どもを育成する世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者）世帯向けの住宅としての活用について、国や県の動向を注視しながら検討します。

4.5.6 連携体制の構築

- 家のサイクルを早くまわすため、所有者等、地域、行政、専門家等による地域の特性や特色を生かした大野ならではの連携体制・連携モデルの構築を目指します。
- 専門家等においては、令和2年10月に市内の宅地建物取引士や建築士、税理士で組織し、弁護士や司法書士、土地家屋調査士、市民なども参画し、空き家や空き地に関する問題解決を図り、市の魅力向上につながるまちづくりに寄与することを目的とした法人「一般社団法人おおの空き家解決町衆まちしゅうの会」が設立されました。これら専門家等の動きや取り組みを生かし、所有者等、地域、行政との連携を図ります。
- 市は、空き家やその跡地の利活用を促進するため、令和元年度に公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と空き家の所有者情報などの提供に関する協定を締結しています。引き続き、同協会と連携し空き家の流動化・利活用を促進します。

【参考】和泉自治会による地域内の空き家活用への取り組み（会議のようす）



【参考】（一社）おおの空き家解決町衆の会の取り組み（移住者との交流会のようす）



■ 施策の実施主体

施策の内容	地域	行政	専門家等
4.5.1 活用希望者のニーズの把握		○	○
4.5.2 所有者等の活用意向の把握	協力	○	協力
4.5.3 利活用の促進（助成制度）		○	
4.5.4 空き家情報の発信		○	
4.5.5 公共等による利活用		○	
4.5.6 連携体制の構築	○	○	○

注記 | 施策の実施主体につき「所有者等」は除く

4.6 適切な管理が行われていない空家等への対処

4.6.1 所有者等への情報提供・助言

- 空家等の適切な管理が行われていないことにより、自治会や周辺住民などから市に対して相談・苦情があったときは、市は、その状況を確認の上、所有者等の責任において適切な管理及び改善を行うよう、法第12条に基づく情報の提供や助言を行います。

4.6.2 周囲への被害予防

- 市は、適切な管理が行われていない空家等が、人の生命、身体又は財産に損害を及ぼすなどの危険な状態であると認められるときは、その危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置を講じます。
- 市は、必要に応じて、通行人に対して注意を促す看板を設置するなど、周囲への注意喚起を行います。
- 市は、状況によっては、県や警察、消防に協力を求めるなど他法令による対処を検討し、実施します。なお、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、災害対策基本法に基づき対処します。

4.6.3 除却の促進（助成制度）

- 適切な管理が行われていない空家等は、所有者等による管理や改善がなされない場合、倒壊などにより周囲の生活環境に大きな影響を及ぼす恐れがあります。市は、適切な管理が行われず危険を及ぼす恐れのある空家等の除却に対し支援します。

■ 施策の実施主体

施策の内容	地域	行政	専門家等
4.6.1 所有者等への情報提供・助言	協力	○	
4.6.2 周囲への被害予防		○	
4.6.3 除却の促進（助成制度）		○	

注記 | 施策の実施主体につき「所有者等」は除く

4.7 特定空家等への対処（法第6条第2項第6号関係）

4.7.1 特定空家等の判断基準と認定

- 市は、国が定める「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に基づき、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある状態にある空家等を法第2条第1項に規定する特定空家等に認定します。
- 認定する際は、空家等対策に関係する各分野の専門家により構成される「越前おおの空家等対策協議会」での意見を踏まえ、切迫性や公益性などを十分考慮しながら行います。

4.7.2 特定空家等への措置

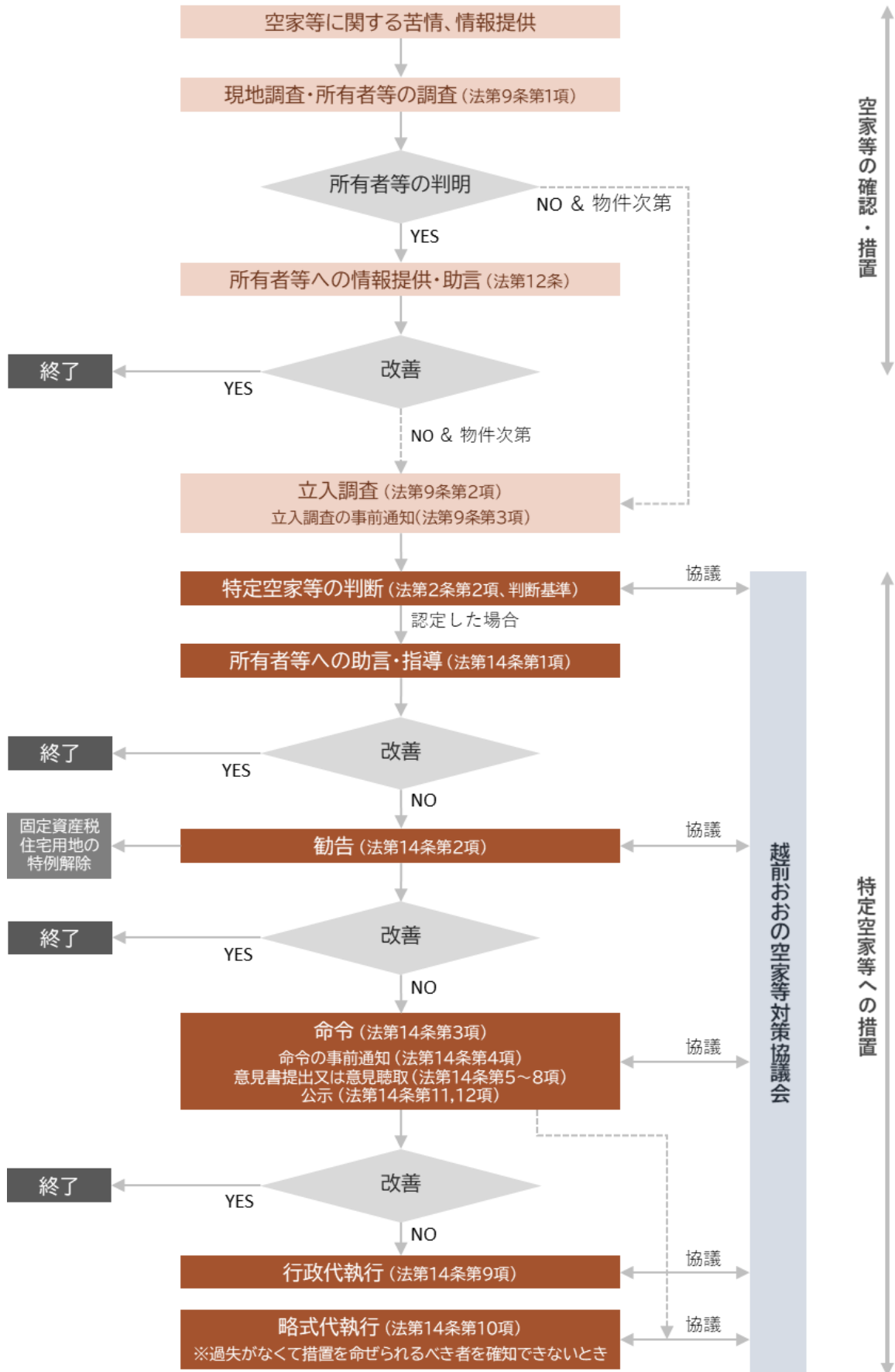
- 市は、空家等が特定空家等と認定された場合には、所有者等自らの責任において問題の解決を図ることを基本とし、所有者等に対する助言又は指導に重点を置いて対処します。
- 指導などによっても改善が行われない場合は、必要に応じて法に基づく所有者等に対する勧告を行います。勧告を行った際は、地方税法に基づき、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外します。
- 勧告してもなお改善されない場合やそもそも所有者等が特定できない場合は、法に基づき、行政代執行や略式代執行の実施を検討します。

■ 施策の実施主体

施策の内容	地域	行政	専門家等
4.7.1 特定空家等の判断基準と認定		○	協力
4.7.2 特定空家等への措置		○	協力

注記 | 施策の実施主体につき「所有者等」は除く

【図 4-2】 適切な管理が行われていない空家等への対応フロー図



4.8 実施主体の全体像

各施策の実施主体の全体像は、以下のとおりです。

施策の内容		地域	行政	専門家等
空家等の調査・把握	1 空家等の調査	協力	○	協力
	2 所有者等の把握	○	○	
	3 空家等情報の管理		○	
空き家に備えるための施策	1 市民等への情報提供		○	協力
	2 地域における啓発活動	○	○	協力
	3 相談・支援体制の構築	○	○	○
適切な管理を促すための施策	1 管理を支援する情報の集約と提供		○	
	2 管理の促進（助成制度）		○	
	3 管理サービスの提供	協力		○
家のサイクルをまわすための施策	1 活用希望者のニーズの把握		○	○
	2 所有者等の活用意向の把握	協力	○	協力
	3 利活用の促進（助成制度）		○	
	4 空き家情報の発信		○	
	5 公共等による利活用		○	
	6 連携体制の構築	○	○	○
適切な管理が行われていない空家等への対処	1 所有者等への情報提供・助言	協力	○	
	2 周囲への被害予防		○	
	3 除却の促進（助成制度）		○	
特定空家等への対処	1 特定空家等の判断基準と認定		○	協力
	2 特定空家等への措置		○	協力

注記 | 施策の実施主体につき「所有者等」は除く

5 推進体制と評価

5.1 実施体制（法第6条第2項第8号関係）

大野市の空家等対策は、基本理念に基づき、所有者等、地域、行政そして専門家等が連携し、推進していくことを目指します。その上で、本計画に基づく取り組みを着実に進めていくための実施体制は、以下のとおりです。

5.1.1 法に基づく協議会の設置

本計画の実施などに関する協議を行うため、法第7条に基づき、地域住民、法務、不動産、建築などの分野の専門家を委員とした「越前おおの空家等対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、幅広く意見を取り入れながら空家等対策を推進していきます。

協議会には、特定空家等に関する認定や措置の方針に関する協議を行うための専門部会を設けるとともに、必要に応じてその他の専門部会を設けます。

5.1.2 市の実施体制

空家等に関連する課題や業務は多岐にわたるため、市は、協議会の庶務（事務局）を担う防災防犯課を中心とし、空家等対策の関係課や公民館が連携し、空家等対策を推進していきます。

主な関係課は、「5.2.1 市の相談窓口」に記載のとおりです。

5.1.3 専門家等との連携

空き家は、登記や権利関係、相続、建物の構造・設備などの解決しなければならない課題が多いことから、市は、専門家等との連携強化を図るとともに、自治会なども含めた大野ならではの連携モデルの構築を目指します。

5.2 相談窓口（法第6条第2項第7号関係）

5.2.1 市の相談窓口

空家等の所有者等又は活用希望者からの相談や空家等の近隣住民からの苦情への対応は、その内容に応じた業務の担当課で行うこととします。内容が複数の部署にまたがったり、担当部署がわからなかったりする場合は、防災防犯課を総合相談窓口とします。

主な相談内容		担当課
全般	・空家全般に関する相談 (総合相談窓口)	防災防犯課
管理	・空家等の管理に関する相談	防災防犯課
	・家屋や土地の税金に関する相談	税務課
	・農地や山に関する相談	農業林業振興課
	・上水道や簡易水道、下水道や農業集落排水に関する相談	上下水道課
	・家財の処分に関する相談 (ゴミ処理施設への持ち込みに関する事)	環境・水循環課
利活用	・空き家の売却や賃貸に関する相談 (空き家情報バンクに関する事)	地域文化課
	・空き家のリフォームや取得の支援に関する相談	交通住宅まちづくり課
	・空き家の耐震化支援に関する相談	交通住宅まちづくり課
	・空家等を活用した創業支援に関する相談	産業政策課
解体・危険な空家	・危険な空き家の解体に関する相談	防災防犯課
	・管理不全な空家等に関する相談	防災防犯課
	・雑草の繁茂など生活環境の保持に関する相談	環境・水循環課
	・道路上の安全確保に関する相談	建設整備課
	・空き家や空き地における火災予防に関する相談	消防本部予防課
	・空き家や空き地における危険物の在置に関する相談	消防本部予防課

5.2.2 専門家等の無料相談

大野市内で受けることができる専門家等への無料相談は以下のとおりです。このほか、市が主催する空き家に関する専門家等への無料相談会もあります。

主な相談内容（無料）		専門家等
全般	・空家全般に関する相談（電話で随時受付）	一般社団法人 おおの空き家解決町衆の会
法律	・相続や訴訟などの法律に関する相談 (基本毎月第2・4木曜日、予約制)	社会福祉法人 大野市社会福祉協議会
登記	・土地境界などの登記に関する相談 (基本毎月第2水曜日、先着順)	市総務課 福井県司法書士会
管理	・除草、雪囲い、掃除など管理委託の相談	公益社団法人 大野市シルバー人材センター

注記 | 掲載する内容は令和3年度時点のものです。

5.3 進捗管理と評価・検証 (法第6条第2項第9号関係)

5.3.1 目標指標

本計画の進捗状況を把握するため、定量的な目標を設定します。指標の設定にあたっては、上位計画などとの整合性や定期的に把握できるか否かを考慮し、以下の指標とします。

目標指標	概要	単位	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
空き家情報バンクの登録件数(累計)	市が運営する「空き家情報バンク」に登録された件数の累計	件	58 (R2)	98 (R8)
総住宅数のうち「空き家(その他)」の割合	国が実施する「住宅・土地統計調査」における総住宅数のうち「空き家(その他)」の割合	%	9.2 (R1)	9.2 未満 (R6)
存在する特定空家等の件数(累計)	調査時点において存在する特定空家等の件数	件	16 (R2)	0 (R7)

注記 | 一部の指標は、統計の調査時期や上位計画との整合性により、目標値及び目標年度が本計画の期間終期と一致しません。

5.3.2 進捗管理

本計画の推進にあたっては、目標指標に対する実績を基に施策効果を評価するとともに、市の個別施策の進捗状況に加え、所有者等、地域、行政、専門家等による取組状況や連携の度合いなどの空家等対策の全体を捉え、実施状況を評価・検証します。

なお、本計画に基づく取り組みの評価・検証、本計画の変更は、協議会において行います。

第 2 期

越前おおの空家等対策計画

- 資料編 -

目次

1 所有者等へのアンケート調査結果	1
1.1 調査概要	1
1.2 調査結果	2
2 策定経過等	12
2.1 策定経過	12
2.2 越前おおの空家等対策計画策定協議会	13
3 関係法令	15
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）	15
大野市空家等対策の推進に関する条例（平成29年3月21日条例第1号）	20

1 所有者等へのアンケート調査結果

1.1 調査概要

大野市空家等実態把握調査の一つとして、現地調査の結果、空家等である可能性が高いと判断された建物の所有者等に対して、空家等の実態や意向などをお聞きし、今後の施策につなげていくことを目的とした所有者等へのアンケート調査（「大野市 空家等の実態・意向に関するアンケート調査」）を実施した。

アンケートにおける「空家等(空き家)」の定義

年間を通じて、人が住んでいない、又は、店舗など意図をもった使用がなされていない建物。

アンケートの対象と回答数等

大野市空家等実態把握調査の現地調査により空家等の可能性が高いと判断された827件を対象に土地・家屋データとの突合を行い所有者を特定（752件）し、さらに所有者を精査した結果、679件を対象にアンケート調査を実施。295件の回答が得られ、回収率は43.4%であった。

項目	件数	備考
空家等数（現地調査判定結果）	827	
うち特定できた所有者数	752	
うちアンケート送付数	679	回収率
うち回答数	295	43.4%

実施期間

令和3年10月29日（発送）～11月30日（返送締切）

※12月31日着分まで受付

1.2 調査結果

問1 回答される方の年代を教えてください。(単一選択)

回答の内容	回答数	回答率
20代	0	0.0%
30代	3	1.0%
40代	17	5.8%
50代	50	16.9%
60代	112	38.0%
70代	77	26.1%
80代以上	31	10.5%
無回答	5	1.7%
合計	295	100.0%

問2 この建物は、あなたが所有又は管理しているものですか。(単一選択)

回答の内容	回答数	回答率
はい	283	95.9%
いいえ	12	4.1%
合計	295	100.0%

※ 問2で「いいえ」と回答した方（12人）は、ここでアンケート終了となり、問3の対象は、「はい」と回答した方（283人）。

問2で「いいえ」と回答した方の理由。

回答の内容	回答数
売却又は譲渡済である	4
解体済である	3
心当たりがない	1
その他	2
無回答	2
合計	12

問3 現在、この建物に人が住んでいますか。(単一選択)

回答の内容	回答数	回答率
はい	17	6.0%
いいえ	266	94.0%
合計	295	100.0%

※ 問3で「はい」と回答した方（17人）は、ここでアンケート終了となり、問4の対象は、「いいえ」と回答した方（266人）。

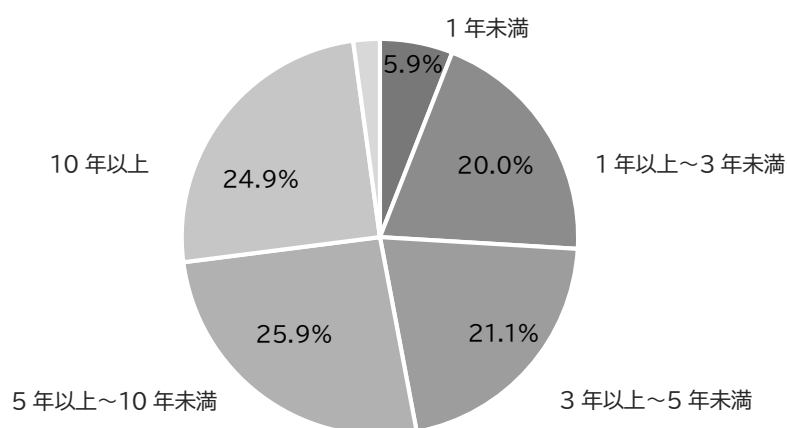
問4 現在、この建物とあなたとの関係や状態として最も近いものはどれですか。(単一選択)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	自らの意思で、別荘やセカンドハウスとして 使用している建物	25	9.0%
2	自らの意思で、倉庫や物置として 使用している建物	32	11.5%
3	今後、自ら活用する予定があり 所有している建物（退院後の住家を含む）	28	10.0%
4	相続や家主の不在などに迫られて、 所有又は管理等している建物	53	19.0%
5	今後、使用する可能性が低く、 不要となっている（なりそうな）建物	113	40.5%
6	入居者や買い手が見つからない建物 （貸家・売買物件）	28	10.0%
合計		279	100.0%

※ 問4で「No1,2,3」と回答した方は、ここでアンケート終了となり、問5以降の対象は、「No4,5,6」と回答した方（重複回答があったため整理すると185人）。

問5 空き家となって、おおよそどのくらい経ちますか。(単一選択)

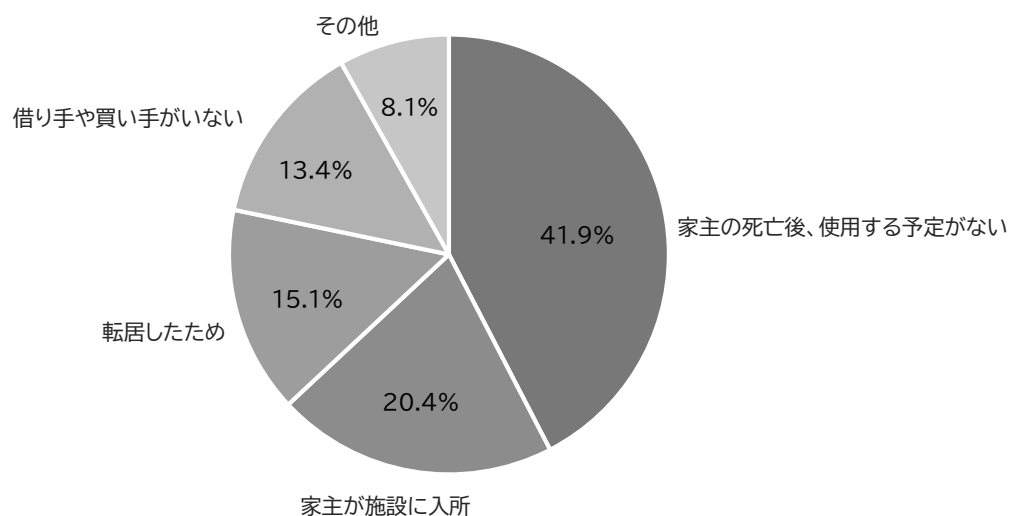
回答の内容	回答数	回答率
1年未満	11	5.9%
1年以上～3年未満	37	20.0%
3年以上～5年未満	39	21.1%
5年以上～10年未満	48	25.9%
10年以上	46	24.9%
無回答	4	2.2%
合計	185	100.0%



問6 空き家となった理由は何ですか。(単一選択)

回答の内容	回答数	回答率
家主の死亡後、使用する予定がないため	78	41.9%
家主が施設に入所等しているため	38	20.4%
転居したため（転勤などの長期不在を含む）	28	15.1%
借り手や買い手がないため	25	13.4%
その他	15	8.1%
無回答	2	1.1%
合計	186	100.0%

※ 重複回答があったため合計は 186。



問7 現在、空き家と敷地の管理は主にどなたがされていますか。(単一選択)

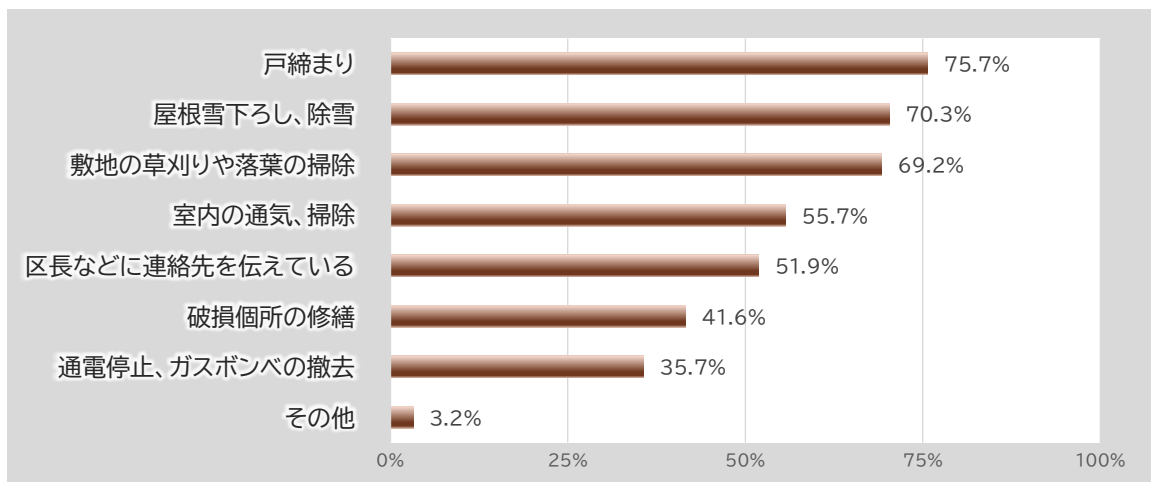
回答の内容	回答数	回答率
所有者や家族	147	77.8%
親戚	12	6.3%
知人や近所の人	4	2.1%
委託した業者	0	0.0%
誰も管理していない	16	8.5%
その他	5	2.6%
無回答	5	2.6%
合計	189	100.0%

※ 重複回答があったため合計は 189。

問8 どのような管理をされていますか。(複数選択)

回答の内容	回答数	回答率
戸締まり	140	75.7%
屋根雪下ろし、除雪	130	70.3%
敷地の草刈りや落葉の掃除	128	69.2%
室内の通気、掃除	103	55.7%
区長などに連絡先を伝えている	96	51.9%
破損個所の修繕	77	41.6%
通電停止、ガスボンベの撤去	66	35.7%
その他	6	3.2%

※ 回答率の分母は回答者数の合計 185。



問9 どのくらいの頻度で管理されていますか。①コロナ禍の期間中と ②コロナ禍より前の期間について、それぞれ回答してください。(単一選択)

①コロナ禍の期間中(直近1,2年)

回答の内容	回答数	回答率
月に1回以上	72	38.9%
年に数回	77	41.6%
その他	14	7.6%
無回答	9	4.9%

②コロナ禍より前(3年前～)

回答の内容	回答数	回答率
月に1回以上	74	40.0%
年に数回	63	34.1%
その他	9	4.9%
管理不要	10	5.4%
無回答	15	8.1%

※ ①、②いずれも回答率の分母は回答者数の合計 185。

問10 管理に関して、困っていることはありますか。(複数選択)

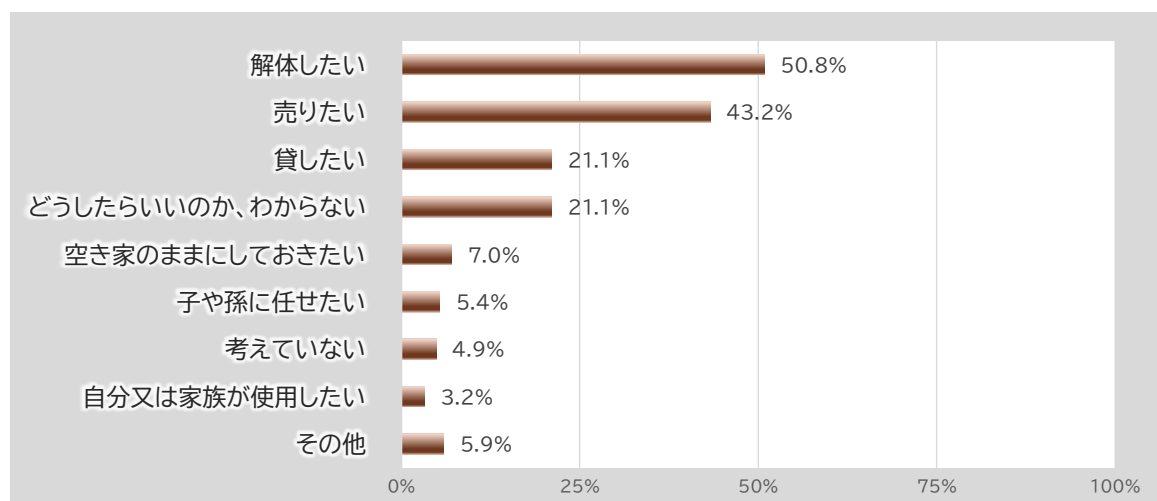
回答の内容	回答数	回答率
庭木や雑草の繁茂	121	65.4%
雪囲い、屋根雪下ろし、除雪	149	80.5%
家財の処分	87	47.0%
管理費（修繕や税金）がかさむ	67	36.2%
身体的・年齢的に管理が大変	62	33.5%
遠方にいるため通うのが大変	76	41.1%
管理を頼む相手が見つからない	22	11.9%
近隣から苦情を受ける	15	8.1%
その他	3	1.6%
困っていない	6	3.2%

※ 回答率の分母は回答者数の合計 185。

問11 今後、空き家をどのようにしたいとお考えですか。(複数選択)

回答の内容	回答数	回答率
解体したい	94	50.8%
売りたい	80	43.2%
貸したい	39	21.1%
どうしたらいいのか、わからない	39	21.1%
空き家のままにしておきたい	13	7.0%
子や孫に任せたい	10	5.4%
考えていない	9	4.9%
自分又は家族が使用したい	6	3.2%
その他	11	5.9%

※ 回答率の分母は回答者数の合計 185。



問11で「解体したい」と回答した方が、解体後の土地をどのようにしたいと考えているか。

回答の内容	回答数	回答率
賃貸又は売却したい	42	44.7%
地主に返したい	11	11.7%
自分や家族が使用したい	11	11.7%
考えていない	16	17.0%
どうしたらいいのか、わからない	20	21.3%
その他	6	6.4%

※ 回答率の分母は回答者数の合計 94。

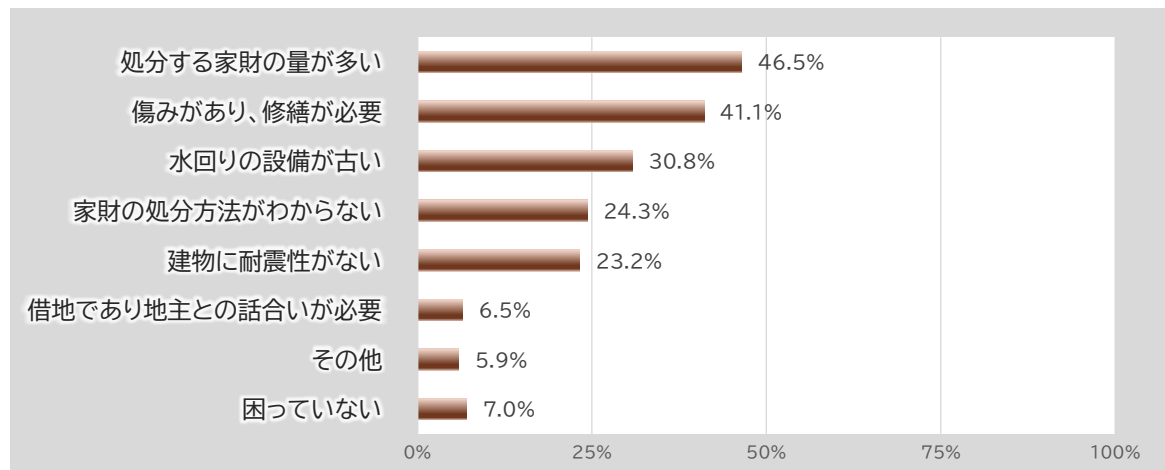
問12 問11で選択した内容について、困っていることや心配事がありますか。

①建物に関すること、②お金や人に関することについて、お答えください。(複数選択)

①建物に関すること

回答の内容	回答数	回答率
処分する家財の量が多い	86	46.5%
傷みがあり、修繕が必要	76	41.1%
水回りの設備が古い	57	30.8%
家財の処分方法がわからない	45	24.3%
建物に耐震性がない	43	23.2%
借地であり地主との話合いが必要	12	6.5%
その他	11	5.9%
困っていない	13	7.0%

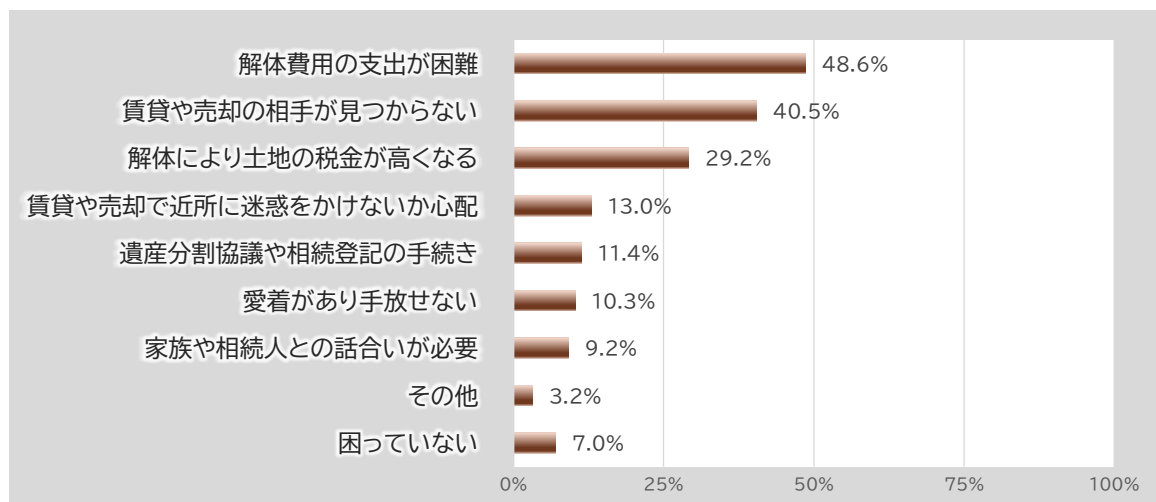
※ 回答率の分母は回答者数の合計 185。



②お金や人に関すること

回答の内容	回答数	回答率
解体費用の支出が困難	90	48.6%
賃貸や売却の相手が見つからない	75	40.5%
解体により土地の税金が高くなる	54	29.2%
賃貸や売却で近所に迷惑をかけないか心配	24	13.0%
遺産分割協議や相続登記の手続き	21	11.4%
愛着があり手放せない	19	10.3%
家族や相続人との話し合いが必要	17	9.2%
その他	6	3.2%
困っていない	13	7.0%

※ 回答率の分母は回答者数の合計 185。



問13 大野市の「空き家情報バンク制度」をご存知ですか。(単一選択)

回答の内容	回答数	回答率
知っていた	68	36.8%
知らなかった	111	60.0%
無回答	6	3.2%
合計	185	100.0%

問14 「空き家情報バンク」への登録について、どのようにお考えですか。(単一選択)

回答の内容	回答数	回答率
登録したい (関心がある)	99	53.5%
登録しない (関心がない)	57	30.8%
登録済	2	1.1%
無回答	27	14.6%
合計	185	100.0%

※ 設問の回答対象者以外を含めると 107 人が「登録したい (関心がある)」と回答。

問15 空き家に関するご意見、ご要望がありましたらご記入ください。(自由記述)

相続に関する意見

- 名義変更を速やかに行いたいが、相続人との協議ができない（話ができない）。名義変更を簡単にできるようにしてほしい。
- 相続登記の手続き中で建物以外に田畑、山林の一部など点在しているものが多く時間がかかっている。建物は売却できてもそれ以外のものはどうしたらよいか、大変困っている。
- 死亡した両親の名義になっており、名義変更（相続）ができていないのでまずは名義変更をしなければと思っている。家を解体したいが業者が不明。安価で信用して任せられる業者がいいがわからない。
- 父亡き後、田舎の資産の相続を行っていません。私の後の相続人がいせんので大野市（または村）に買い取っていただきたいと思っています。金をかけて家を解体することをためらっている間に時間が経過しています。何か良い提案がありませんか。
- 相続どうしたらよいのか？先祖代々してない。なるべくお金がかからないようにしたい。

管理に関する意見

- 家財やゴミをなるべく自分で処分したいが、他県のため大野のクリーンセンターに持っていくのに免許証や車のナンバーで捨てるのが駄目だと言われるので、そこをなんとかしてほしいです。
- 家財の処分について。何が焼却所で処分できるのか、またいつできるのか知りたい。一応少しずつでも処分するつもり。
- 家財道具が処理できていない。仏壇もそのままにしてあります。
- 父母が住んでいたが生前生活していた家財等がほぼ手付かずであり仏壇や近くにお墓もあり、この始末とタイミングを合わせるべきと思っている。
- 仏壇があり移動を考えているが戸惑っている。（相当長い間）借地のため、自分勝手にできないのではないかと。
- コロナ禍前は年に3回ほど大野に行っていましたがここ2年程は気になっているのですが行けずにいます。今の状況がわからず家もどうなっているのか心配しています。近所の方々に迷惑をかけているのではとも気になっています。
- 遠方にいる娘が時々帰省するときに泊まります。築年数が古い半分を解体しました。

空き家に関する困りごと

- 本当に、早く処分したいです（雪とか心配でも遠い所に住んでいるため）。でも、方法が全くわからないので、助けてください。
- 売却した方がよいのか、どこに相談すればよいか決められない。いろいろ不安。修繕なしでは住みづらい現状があります。お金がかかりそうで怖い。
- 転勤で県外に住んでいる。夫は愛着があり住みたい（帰りたい）と言っているが、正直、障害もあって本人も管理できない。毎年、雪が降るたびに頭がいたい。アンケート内の「どうしたらいいかわからない」が本心である。

- 宅地の横に畑があり、農作物を作っているが家屋、敷地の管理も兼ねている。●●に住んでいるので、冬の屋根雪が心配。家屋を解体すると、固定資産税が、高騰するので農作業や、除草などが、できる間はそのまま管理したい。相談会では、水回りがダメな上、その地域では買い手はいないと思う。譲渡するぐらいでないで処分できないのでは、と言われた。
- 豪雪などで 8 号線が大渋滞になり大野へ行けないことがよくある。雪下ろしができず屋根が折れることが 2 度あった。緊急に屋根雪下ろしを頼める情報がほしいです。
- 行政が力を貸していただけるのはありがたい。田んぼや山もあります。
- 売却したいが、土地建物が大きいため買い手がつくとは思えません。
- 家のみでなく田畑山林も所有しており、全体的な処分も考える必要がある。
- 隣接する空き地（北側）も処分したい（110 坪あまりで裁判所からの案内で購入）。
- 今後の対応は未決定であるが、情報はほしい。
- 空き地の情報も全国ネットで紹介していただけると助かる。自費だと負担がかかりますので少し迷ってしまう。全国展開しているところの紹介とかしてほしい。

利活用（売却や賃貸）に関する意見

- 昨年、屋根と外壁の大掛かりな修繕工事を行いました（費用は約 650 万円でした）売却あるいは賃貸を望んでいます。
- いずれは誰かに住んでいただけたらと思います。昭和 53 年築の家です。お金はわずかでお渡しして好きなようにリフォームして住んでほしいです。体が元気なうちはまだ使いたいと思っています。
- 昔の古い家につき、住むことになれば修繕が必要。田舎暮らし希望の方は無料にて提供したいと思います。
- 私の住む家は、将来空き家になるので土地は借地、家を売るなり貸したりしたい。
- 買い手が見つかっているが、買い手の都合で今は空き家になっている。他市からの移住者の支援事業の①は空き家情報バンクに登録していないと、補助を受けられないのでしょうか。（購入費用の 10 分の 1 をリフォーム費用の 3 分の 1 など）。
- 冬に向かって屋根雪が心配です。できたら売却したい。●●地区（※他市）は環境も最高です。周りに家もあまりなく、便利で過ごしやすいところです。
- 土地、家屋とも売却したい。無料でもいい。
- 現在は入居者がいますが、来年夏以降は未定です。売却を希望していますが、買い手がない状態です。
- 現在売却に向け業者と話し合い中です。
- 一階部分のみ居抜きで借りていただきたい。シェア店舗（時間帯または曜日の希望あり）一階のみ。二階は自分使用希望。浄化槽現在休槽中。
- 築 60 年ほど経っているため難しいと思われます。
- 水回りが全て使用できない状態。買手がつかないと思います。
- 土地ともに売却したい。
- 活用法があったら考えたい。

空き家情報バンクに関する意見

- 空き家バンクに登録するといろいろな費用がかかると思われるので少し考えてしまう。
- 今は空き家バンクに登録しない。近い将来売らざるを得ないと考えています。
- 空き家バンクとはどのようなものですか？
- 現在（空き家情報バンク）の登録に向けてアドバイスをいただきながら取り組んでいるところです。
- 空き家情報バンク登録にしても●●という遠隔地であるため、登録しても意味がないのではと懸念する。
- 登記してないため、情報バンクに登録できない。
- 母が施設に入所し、普段は空き家状態。姉が時々チェックに行っていた。先月母が亡くなり、三回忌まではこの状態が続く見込み。三回忌以降は空き家バンクに関心有り。
- 一週に1回は管理をしに帰っている。（空き家情報バンクに）登録したいと思うが、今はまだ不要。自分で管理できなくなってきたら申し込もうと思います。個人情報の管理をお願いします。

解体に関する意見

- 解体費用に援助などありますか。
- 解体費用を補助してほしい。
- 解体費用に補助はないのでしょうか？解体によりどのくらい税金上がるのでしょうか。知りたいです。
- できれば年内に解体を業者に頼む方向で準備しています。約30年近く空き家同様でした。その間地区の付き合い、固定資産税、寺・宮の守割と出費がありました。今後少しでも土地の固定資産税を軽減していただきたい。
- 建物が母屋、土蔵、納屋、車庫の4棟あり、解体処分費用が全部で1000万円以上かかる。建物を解体しても、敷地内の樹木処分にも莫大な費用が必要。
- 私が亡くなれば（面倒見れなくなれば）、解体予定。
- 自分が死んだら、子供に保険金で解体するように言ってある。
- ここ数年で解体の意思はありますが、費用面が心配です。また、家財もたくさんあるので、それも込みで解体を希望している。

その他

- 近隣の方々が望まれる状態にできたら一番いいと思う。
- いつでも住めるようにしてある。
- 倉庫にして使用中です。
- 仕事の異動がなければ住んでいました。そのために購入したので残念です。
- 冬期に●●通りの除雪の際に、敷地に雪が置いてあり入り口に入れないこともしばしば、空き地の間は奥まで押し込むなら構わないが道路際の除雪を希望。
- 赤根川の改修工事で水が出なくなったので住めなくなった。

2 策定経過等

2.1 策定経過

開催日等	会議等
令和3年5月28日	越前おおの空家等対策計画策定協議会（第1回）
7月～8月	大野市空家等実態把握調査 現地調査（市内全域）
9月28日	越前おおの空家等対策計画策定協議会（第2回）
9月～10月	地区別意見交換会（空き家をテーマの一つに8公民館で開催）
11月～12月	大野市空家等実態把握調査 所有者等へのアンケート調査
12月21日	越前おおの空家等対策計画策定協議会（第3回）
令和4年1月27～2月10日	パブリックコメントの実施
2月18日	越前おおの空家等対策計画策定協議会（書面決議）
2月22日	庁議（書面決議）

上記のほか、庁内に空き家対策ワーキンググループを組織し検討、協議。

2.2 越前おおの空家等対策計画策定協議会

越前おおの空家等対策計画策定協議会設置要綱（令和3年3月28日告示第80号）

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条の規定に基づく空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）の策定等に関する協議を行うため、越前おおの空家等対策計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家等の対策に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 不動産鑑定士
- (3) 宅地建物取引業者
- (4) 社会福祉士
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から空家等対策計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（事務局）

第7条 協議会の庶務は、地域づくり部防災防犯課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

越前おおの空家等対策計画策定協議会 委員名簿

	役職	氏名	選出区分	備考
1	会長	野嶋 慎二	1号委員	福井大学 教授
2	副会長	梅田 真	2号委員	公益社団法人福井県不動産鑑定士協会 理事
3	委員	天谷 光治	3号委員	公益社団法人福井県宅地建物取引業協会 理事
4	委員	佐野 周一	4号委員	一般社団法人福井県社会福祉士会 社会福祉士
5	委員	大谷 誠治	5号委員	大野市区長連合会 副会長
6	委員	松田 義一	5号委員	大野市民生委員児童委員協議会 理事
7	委員	横田 憲一	5号委員	一般社団法人おおの空き家解決町衆の会 副理事長

3 関係法令

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知し

なければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限

を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

大野市空家等対策の推進に関する条例（平成29年3月21日条例第1号）

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の所有者等、市、市民等、自治会及び事業者等の責務その他必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人をいう。
- (2) 事業者等 市の区域内において、法律、建築、不動産、福祉その他の空家等の管理及び活用に関する事業を行う者をいう。

（当事者間における解決の原則）

第3条 空家等又は特定空家等に関する紛争は、当該紛争の当事者間で解決するものとする。

（所有者等の責務）

第4条 空家等の所有者等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等を自らの責任において適切に管理するとともに、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、法第6条の規定により空家等対策計画を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民等の責務）

第6条 市民等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等の発生を予防するとともに、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に努めるものとする。

（自治会の責務）

第7条 自治会は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、地域における空家等の状況及びその所有者等に関する情報の把握に努めるものとする。

（事業者等の責務）

第8条 事業者等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等及び除却した空家等に係る跡地の適切な管理、活用及び流通の促進に努めるものとする。

（相互の協力）

第9条 市、所有者等、市民等、自治会及び事業者は、この条例の目的を達成するため、互いに連携し協働して空家等対策に取り組むものとする。

（緊急安全措置）

第10条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められるときは、この状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置を実施するときは、当該空家等の所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、所有者等を確知できない場合、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、緊急安全措置をとったときには、当該空家等の所有者等から措置に要した費用を徴収することができる。

(協議会の設置)

第11条 市長は、法第7条の規定に基づき、次に掲げる事項を協議するため、越前おおの空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- (1) 空家等対策計画の変更並びに実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する事項

2 前項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、福井県、大野警察署、大野市消防本部その他の関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2期 越前おおの空家等対策計画

発行 令和4年2月

編集 大野市地域づくり部防災防犯課

〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号

電話 0779-64-4800

F A X 0779-66-7708



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。